

阿波市男女共同参画基本計画（第4次）

令和6年（2024年）3月

阿波市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 「男女共同参画社会」の定義について	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
5 SDGsとの関係	5
第2章 計画策定の背景	6
1 世界・国・県の動向	6
(1) 世界の動向	6
(2) 国の動向	8
(3) 県の動向	10
2 本市を取り巻く現状	11
(1) 人口や世帯の状況	11
(2) 就業の状況	14
3 アンケート調査	15
4 成果目標の達成状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 主要課題	18
3 本計画の施策体系	19
第4章 施策の展開	20
主要課題1 お互いの人権の尊重と男女平等の確立	20
主要課題2 あらゆる暴力の根絶	30
主要課題3 仕事と生活の調和の推進	39
主要課題4 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進	50
主要課題5 就業の分野における女性の活躍の実現	56
主要課題6 地域社会における男女共同参画の推進	68
主要課題7 生涯を通じた心身の健康づくり	77
主要課題8 困難を抱えた人々が安心して暮らせる社会づくり	80
第5章 計画の推進	84
1 庁内推進体制	84

2	市民参加の促進.....	84
3	事業所等との連携.....	84
4	施策・取り組み内容の点検・評価.....	84
第6章 成果目標.....		85
資料編.....		88
1	男女共同参画社会基本法.....	88
2	徳島県男女共同参画推進条例.....	95
3	阿波市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱.....	100

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

- 我が国では、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されており、その中では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを進めてきました。しかしながら、令和5年（2023年）6月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」において、日本は総合ランキングで146カ国中125位となっており、先進国の中でも極めて、ジェンダー平等に向けた取り組みが低いレベルにあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出の自粛による不安やストレスとなり、配偶者等からの暴力や性暴力、経済的困難を抱える女性等の問題が増加、深刻化したことで、改めて、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、二十一世紀の最重要課題と認識されています。
- 本市では、平成21年（2009年）3月に「阿波市男女共同参画基本計画」（平成21～平成25年度）を策定し、以降5年毎に計画の策定を進め、計画に基づき、男女が共にその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現をめざし、現在に至るまで、男女共同参画の推進に関する各種施策を展開してきました。なかでも、令和4年（2022年）10月1日に、「阿波市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく生きる社会づくりに取り組んできました。
- このたび、「阿波市男女共同参画基本計画（第3次）」（平成31～令和5年度）の計画期間が満了を迎えるにあたり、これまでの社会経済情勢や新たな法律の施行をはじめ、国・県の計画も新たに見直されていることから、「阿波市男女共同参画基本計画（第4次）」（令和6～令和10年度）を策定し、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

2 「男女共同参画社会」の定義について

男女共同参画の基本は、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重」と「法の下
の平等」です。その理念に基づく「男女共同参画社会基本法」においては、その第
2条で「男女共同参画社会」を定義しています。

その趣旨は「男性も女性も、個人としての尊厳が重んじられ、お互いに人権を尊
重し合い、それぞれの個性や資質、能力を十分に発揮することができる社会」であ
り、さらには「男性も女性も、家庭生活と働くこと、学ぶこと、地域活動へ参画す
ることなどとの両立を図ることができ、共に協力し合い、喜びも責任も分かち合え
る社会」と表現することができます。

本計画は、これらの考え方を踏まえ、男女の役割を決めることなく、多様な生き
方を選択できる男女共同参画を実現するための、本市が取り組む具体的施策につい
て定めるものです。

■男女共同参画基本法の5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

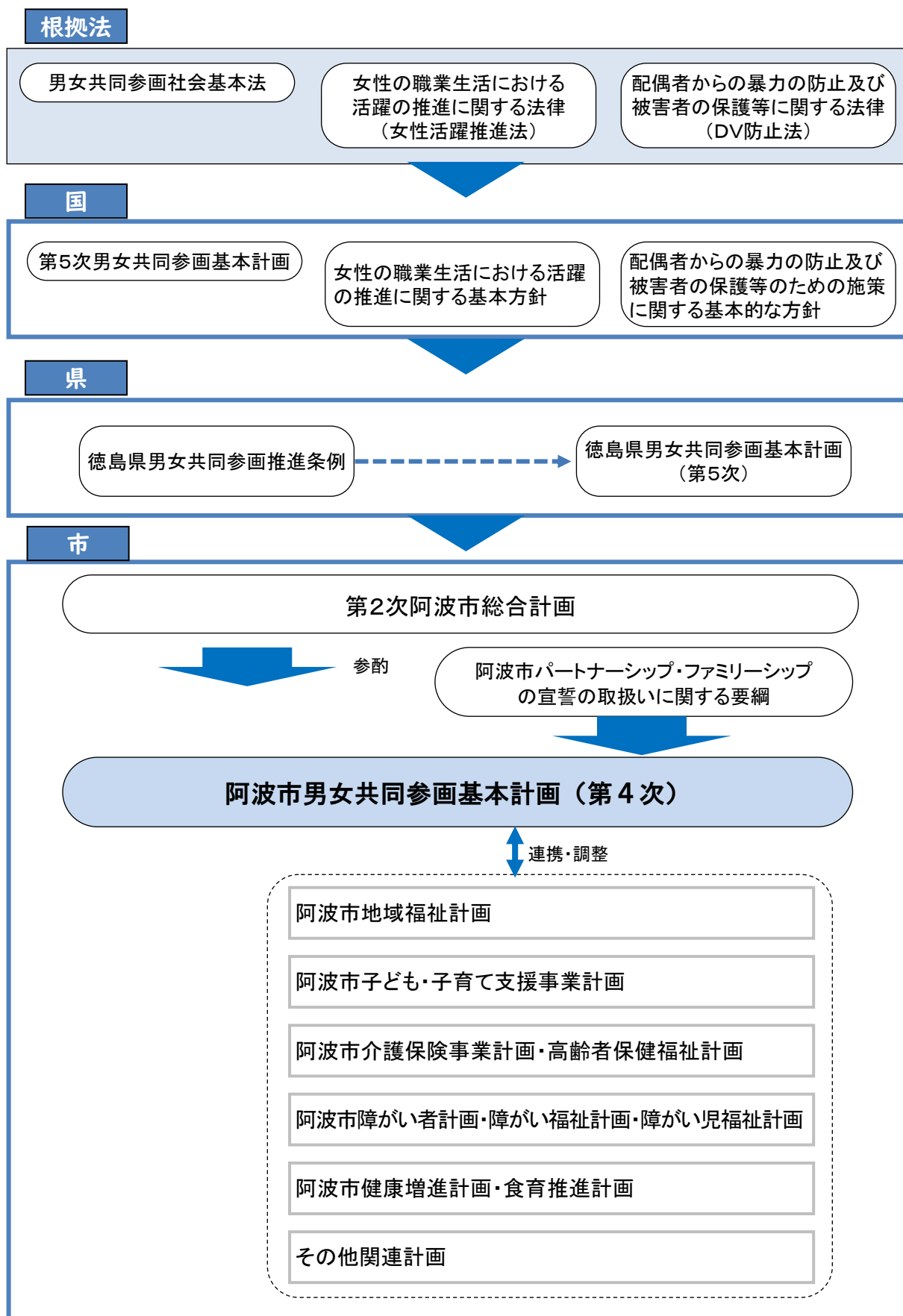


男女共同参画のシンボルマーク

3 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、令和5年（2023年）度
に実施した「市民及び高校生世代アンケート調査」及び「事業所調査」の結果
や、阿波市男女共同参画審議会での審議を受けて、男女共同参画社会の実現に
向けた阿波市の総合的な施策や事業を定めるものです。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策についての市町村基本計画で、国の「第5次男女
共同参画基本計画」及び徳島県の「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を
踏まえた上で、「第2次阿波市総合計画」との整合性を図るものです。
- 生命と人権にかかわる項目や女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項
目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（D
V防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条
第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。本計画は、国及び県の男
女共同参画基本計画並びに本市の関連他計画との整合に配慮するものです。
- 本計画の推進を通して、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献します。
- 家庭、地域、職場、学校において、市民、事業者、教育関係者がそれぞれの立
場から男女共同参画を進める共通目標や行動指針となるものです。

◇◆法律・関連計画等との関係◆◇



4 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和6年（2024年）度から令和10年（2028年）度までの5年間とします。なお、社会経済環境の変化や進捗状況、国・県の動向などを踏まえながら、適宜見直しを行います。

5 SDGsとの関係

- SDGsの17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等の実現」は、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」となっており、すべての目標達成において必要な条件であるとされています。



SDGs 目標5
「ジェンダー平等の実現」

	<p>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進</p>		<p>生涯を通じた人権教育、教育・学校における男女共同参画の推進</p>
	<p>雇用における男女の均等な機会と待遇の確保</p>		<p>意思決定の場への女性や若者の参画促進</p>
	<p>女性や若者の経営参画等の促進</p>		<p>地域で子育て支援、ボランティア団体育成</p>
	<p>女性に対する暴力をなくす運動の啓発</p>		<p>男女共同参画をすすめるための住民連携の促進</p>

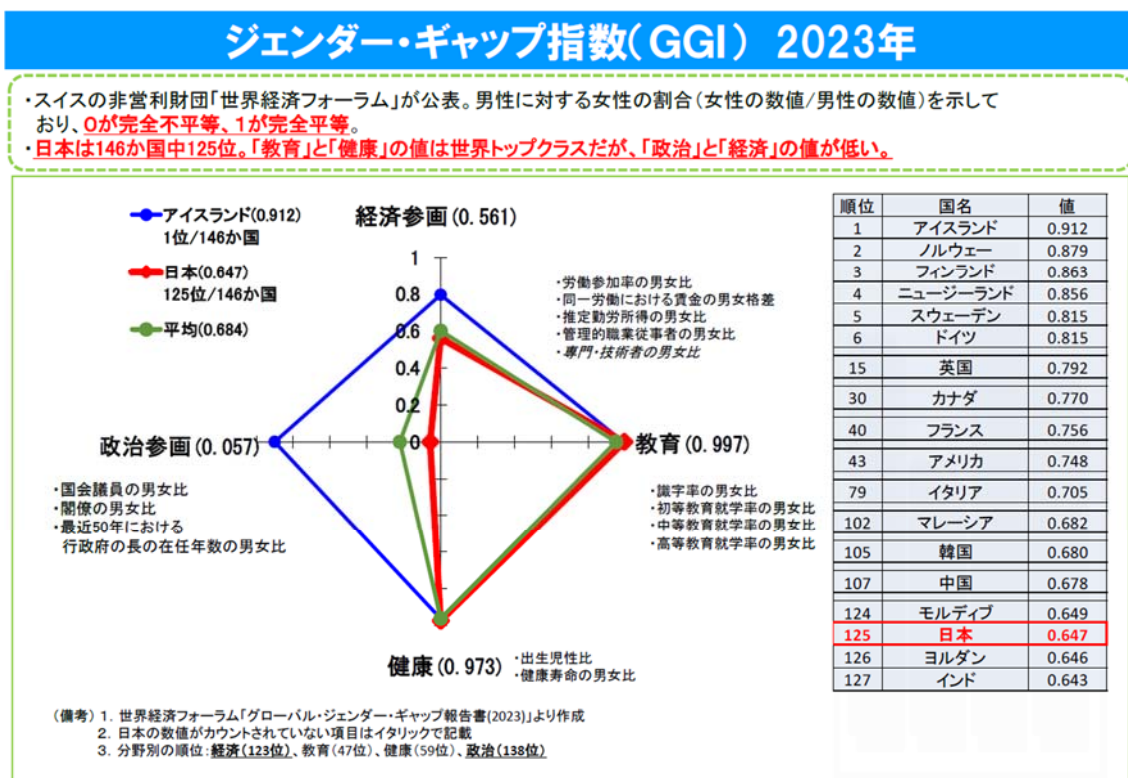
第2章 計画策定の背景

I 世界・国・県の動向

(1) 世界の動向

- 国際連合は、昭和50年（1975年）に第1回世界女性会議を開催し、国内、国際両面において行動の指針となる「世界行動計画」を採択しました。
- 昭和54年（1979年）に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃すること、法的差別だけでなく、差別的な慣習や慣行を修正・撤廃するためのあらゆる措置をとることを締約国に義務付けています。
- 平成5年（1993年）の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。
- 平成7年（1995年）の「第4回世界女性会議」（北京）では、各国政府に自国の行動計画の策定とその実施責任を求める行動綱領（北京行動綱領）が採択され、あらゆる政策及び計画に、社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー）を解消するよう求めています。
- 平成23年（2011年）に国際的な4つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足し、平成24年（2012年）・平成26年（2014年）の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（「自然災害とジェンダー」決議）が採択されました。
- 平成27年（2015年）には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」が持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして位置づけられました。
- 令和元年（2019年）に日本で開催された「G20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」では、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されました。

- SDGsのゴール（目標）の「5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」におけるターゲット（対象）では、「2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられ、それに向けて各国の取り組みが加速しています。
- 一方、令和5年（2023年）6月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2023年」において、日本は146か国中125位となるなど、前年から順位を9つ落としました。引き続き政治や経済の分野で遅れが目立ち、先進国では最下位であり、依然として日本の女性の活躍は進んでいない状況です。



総合首位は14年連続でアイスランド。2位にノルウェー、3位にフィンランドが入り、北欧諸国が上位を占めています。日本以外の先進7カ国（G7）では、ドイツが6位、英国が15位、カナダが30位、フランスが40位、アメリカが43位、イタリアが79位。日本は韓国（105位）や中国（107位）を下回り、東アジア太平洋地域19カ国中でも最下位となっています。

(2) 国の動向

- 我が国においては、昭和60年（1985年）の女子差別撤廃条約の批准を契機に、法や制度の整備が進められ、男女労働者を対象とした「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などが制定されました。
- 平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた法や制度の整備が進められてきました。
- 平成13年（2001年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、平成25年（2013年）には、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正されています。令和元年（2019年）には、DV防止法及び児童福祉法の改正により、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。
- 平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、平成24年（2012年）に『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』が策定され、少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化など生活様式の多様化への対応が進められ、平成27年（2015年）には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、法整備等が着々と整いつつあります。
- 令和3年（2021年）には「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。
- 令和4年（2022年）には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が成立し、令和6年（2024年）4月に施行されることになりました。この法律は、国や地方公共団体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定しています。

◇◆参考／第5次男女共同参画基本計画の概要◆◇

政策領域 I あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	③ 地域における男女共同参画の推進
	④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
政策領域 II 安全・安心な暮らしの実現	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	⑦ 生涯を通じた健康支援
政策領域 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑧ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
	⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV 推進体制の整備・強化	

第5次計画の基本的な視点

① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。

② 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。

③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。

④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。

⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。

⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。

⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。

(3) 県の動向

徳島県では、「男女共同参画立県とくしま」の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年（2023年）度に「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」※を策定しています。

◇◆参考／徳島県男女共同参画基本計画（第5次）※の概要◆◇

基本目標	基本方針	主要課題
多様な生き方・働き方を実現できる誰もが輝く社会の創造	I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">推進計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援 2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進 3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 </div>
	II 安全・安心に暮らせる環境づくり	<ol style="list-style-type: none"> 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 6 生活上の困難を抱える女性等への支援 7 生涯にわたる健康づくりへの支援 8 防災・事前復興における男女共同参画の推進
	III 地域でともに支え合う社会づくり	<ol style="list-style-type: none"> 9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発 10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 11 地域社会における男女共同参画の推進 12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現
	総合的な推進体制の整備	
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県の推進体制の充実 (2) 男女共同参画総合支援センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進 (3) 県民、事業者、市町村、NPO等との連携 (4) 施策に関する申出の処理の円滑化 	

※「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」は令和5年11月現在の計画素案から引用

2 本市を取り巻く現状

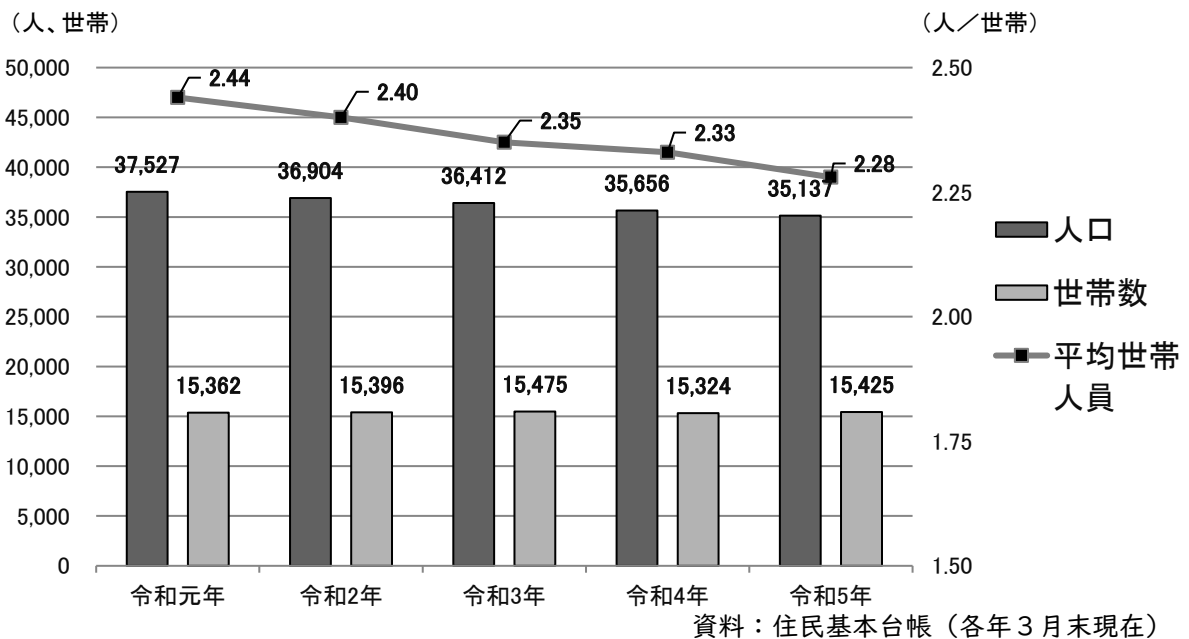
(1) 人口や世帯の状況

① 人口や世帯数の推移

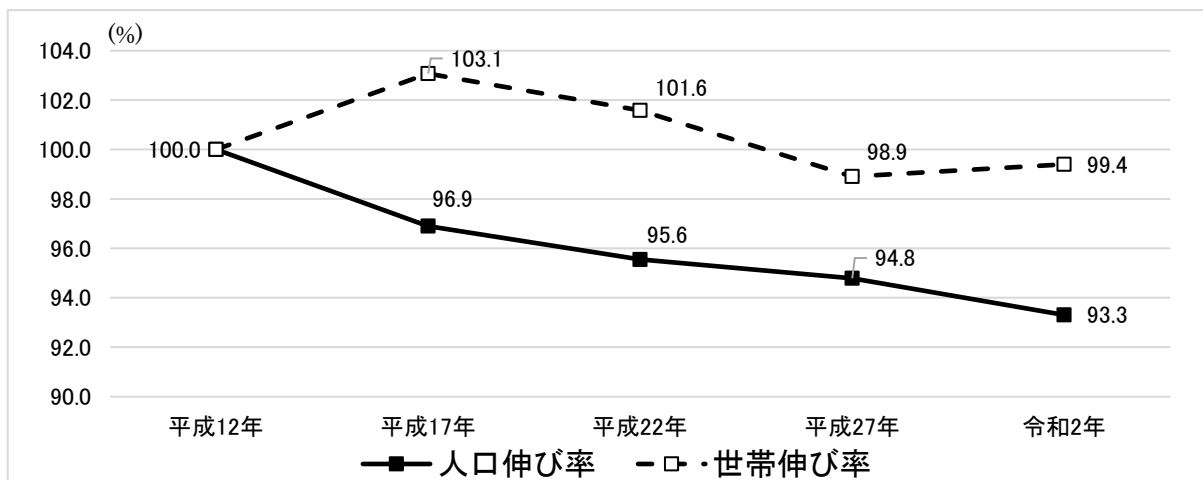
本市の人口は、令和元年の 37,527 人から、令和5年には 35,137 人と、5年間で 2,390 人減少しています。

また、世帯数も減少していることから、1世帯当たりの世帯人員は減少しており、令和5年は 2.28 人/世帯となっています。

◇◆人口・世帯数・世帯人員の推移◆◇



◇◆人口・世帯数伸び率の推移◆◇



② 人口動態の推移

人口動態をみると、出生と死亡の差からみる自然動態はマイナスが大きく、マイナス 300～400 人台で推移しています。また、転入と転出の差からみる社会動態もマイナスが続いており、自然動態よりマイナス値が少ないものの、20～200 人台で推移しています。

自然動態と社会動態を合わせると、毎年 400～700 人台で減少する状況が続いています。

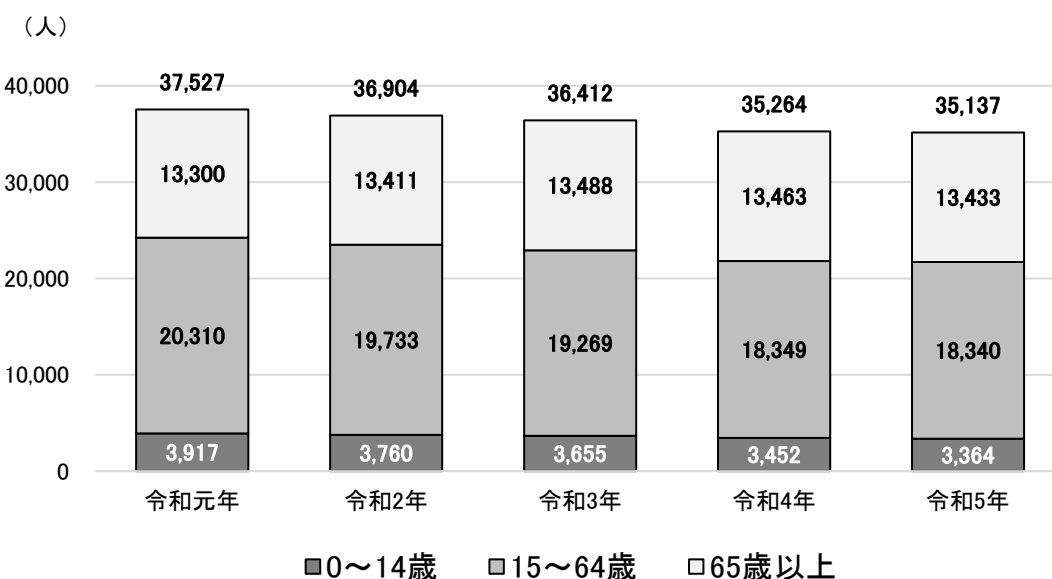
	自然動態			社会動態			人口動態
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
令和5年	140	625	-485	1385	1408	-23	-508
令和4年	133	614	-481	681	952	-271	-752
令和3年	169	594	-425	990	1067	-77	-502
令和2年	148	595	-447	1457	1646	-189	-636
令和元年	186	499	-313	1214	1388	-174	-487

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別人口構成

年齢別人口を令和元年から令和5年の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は、553 人減少し減少率 14.1%、生産年齢人口（15～64 歳）は、1,970 人減少し減少率 9.7%、高齢人口（65 歳以上）は、133 人増加し増加率 1.0%で推移しています。

高齢化率は、令和元年 35.4%、令和5年 38.2%で 2.8 ポイント上昇し、高齢化が進行しています。



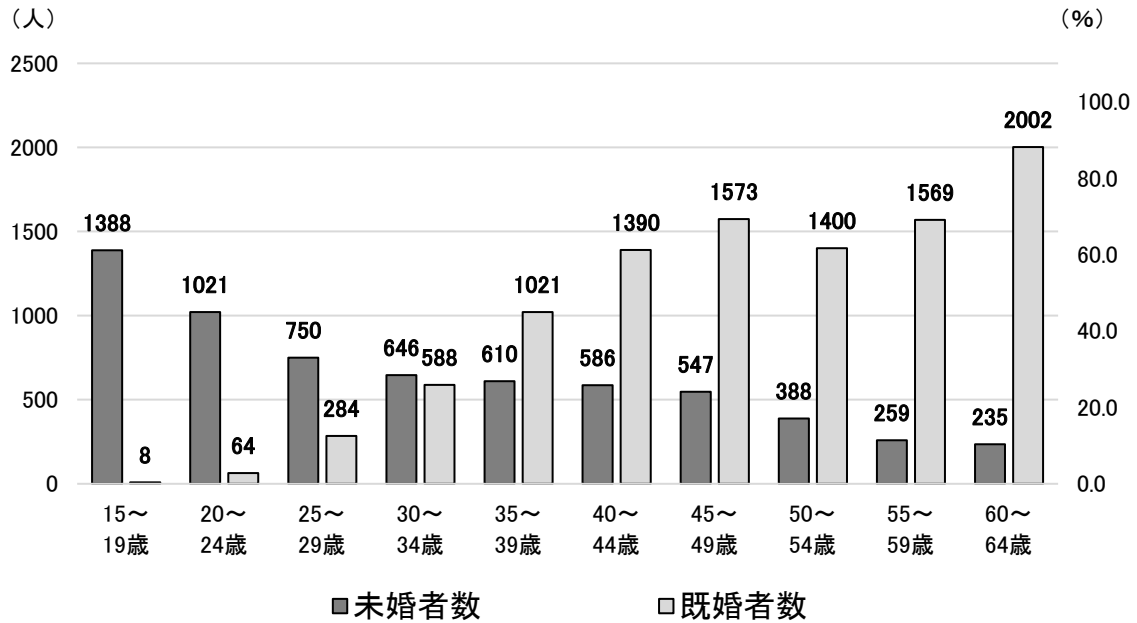
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 未既婚者数の状況

未既婚者数を年齢別にみると、「30～34歳」までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、「35～39歳」になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。

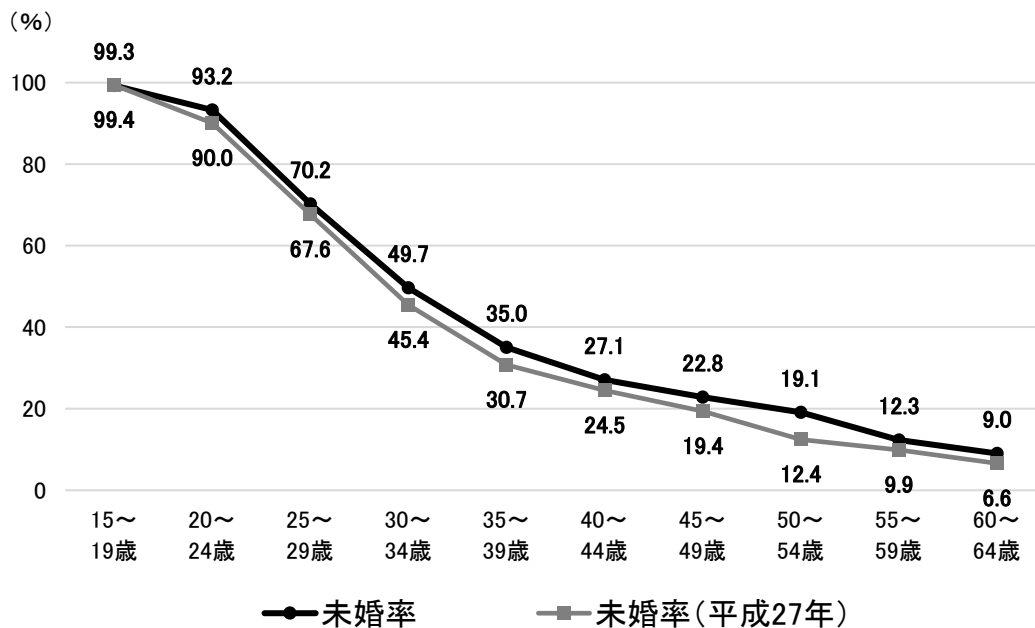
また、未婚率は年齢が上がるにつれて減少しますが、平成27年から令和2年にかけて、全ての年齢層で未婚率が増加しています。

【未既婚者数の推移】



資料：令和2年国勢調査

【未婚率の前回調査との比較】

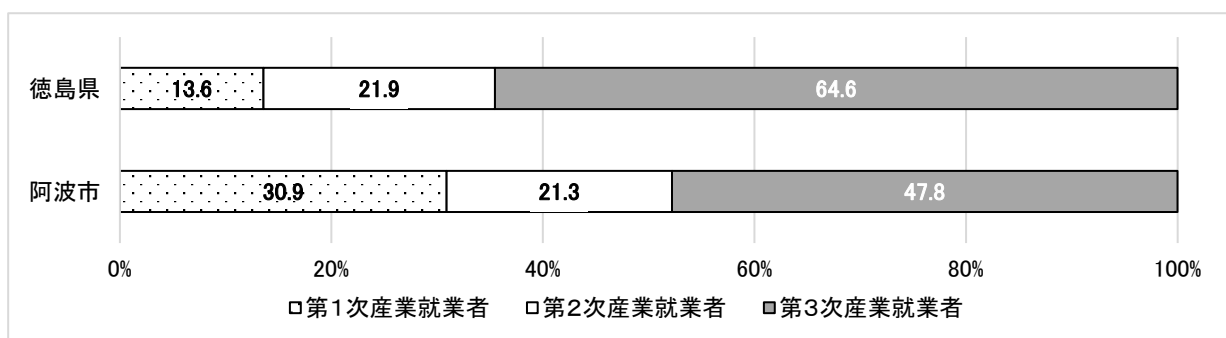


資料：令和2年、平成27年国勢調査

(2) 就業の状況

① 就業構造

産業別就業者割合をみると、第1次産業就業者が30.9%、第2次産業就業者が21.3%、第3次産業就業者が47.8%となっています。徳島県と比べると、第1次産業就業者の割合が高く、第3次産業就業者の割合が低いのが特徴的です。

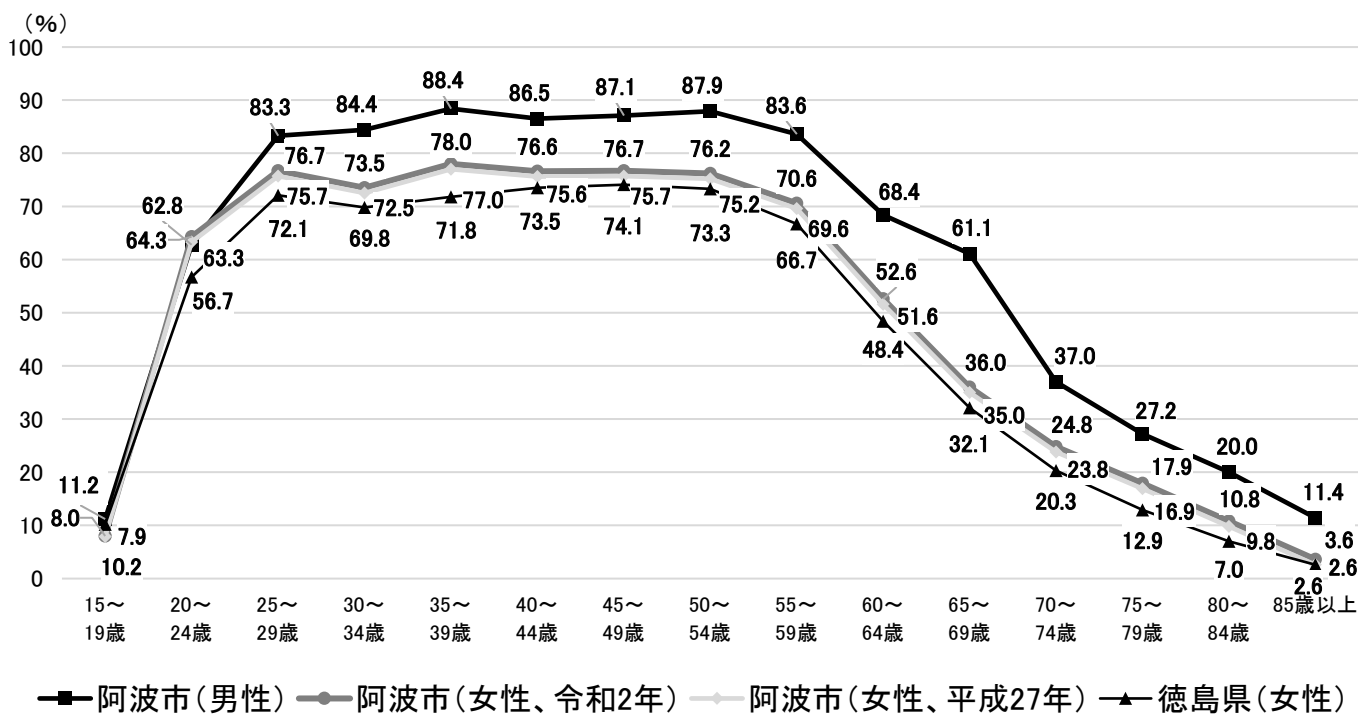


資料：令和2年国勢調査

② 年齢別就業率

令和2年の阿波市の女性の就業率をみると、25～54歳まで75%前後で推移しており、55歳以降から減少していきます。30歳代で就業率が一時低下するいわゆる「M字カーブ傾向」がみられます。結婚や出産のために一時仕事を止める女性がいることがわかります。

徳島県の女性の就業率と比べると、ほとんどの年齢層で阿波市の方が高くなっています。



資料：令和2年、平成27年国勢調査

3 アンケート調査

■ 市民アンケート調査

対象者	阿波市内在住の18歳以上の男女 900件
対象者の抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和5年8月29日～令和5年9月19日
調査方法	郵送による配布・回収とWEB回答
回収数・率	312件 (n=312) 回収率 34.7%

■ 高校生世代アンケート調査

対象者	阿波市内在住の高校生世代の男女 100件
対象者の抽出	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和5年8月29日～令和5年9月19日
調査方法	郵送による配布・回収
回収数・率	23件 (n=23) 回収率 23.0%

■ 事業所アンケート調査

対象者	阿波市内の事業所 200件
対象者の抽出	市内事業所より無作為抽出
調査期間	令和5年8月29日～令和5年9月19日
調査方法	郵送による配布・回収とWEB回答
回収数・率	98件 (n=98) 回収率 49.0%

(グラフの見方) ※P21 図-1～P81 図-33

- ・グラフ及び表中のn (number of case) は、集計対象者総数です。
- ・回答結果の割合「%」は、回答者数(n)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100%にならない場合があります。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答者数(n)に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、「%」合計が100%を超える場合があります。

4 成果目標の達成状況

「阿波市男女共同参画基本計画（第3次）」（平成31～令和5年度）における数値目標（18項目）の達成状況は次のとおりとなっています。目標を達成・改善した項目は4項目となっています。

【主要課題1】 個人の尊厳と男女平等の確立	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
1. 男女共同参画社会の認知度 「男女共同参画社会」の用語を「よく知っている」人の割合	33.0%	50%	21.5% (令和5年度)	未達成
2. 社会全体での男女の地位の平等感 社会全体で「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合	62.3%	50%	67.0% (令和5年度)	未達成
3. 男女における人権意識に関する講座・セミナーの開催	5回/年	6回/年	1回/年 (令和4年度)	未達成
4. セクシュアル・マイノリティに関する理解や認識を深めるための啓発活動事業の実施回数	1回/年	3回/年	1回/年 (令和4年度)	変化なし

【主要課題2】 男女平等を侵害するあらゆる暴力の根絶	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
5. DV・デートDVの認知度 「DV」「デートDV」の用語を「よく知っている」人の割合	DV 52.2% デートDV 27.6%	DV 80% デートDV 40%	DV 57.4% デートDV 30.8% (令和5年度)	未達成
6. DVに関する講座・セミナーの開催回数	1回/年	3回/年	0回/年 (令和4年度)	未達成

【主要課題3】 仕事と生活の調和の推進	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
7. 市職員の育児休業取得率	男性 0% 女性 100%	男性 10% 女性 100%	男性 0.2% 女性 100% (令和4年度)	変化なし
8. 市職員の特別休暇取得率※	男性 100%	男性 100%	男性 100% (令和4年度)	達成
9. 市職員の年間年次有給休暇の取得日数	12日/年度	14日以上/ 年度	11日/年度 (令和4年度)	未達成

※特別休暇取得率は出産についてのみ

【主要課題4】 政策や方針決定の場における男女共同 参画の推進	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
10. 審議会等における女性委員の選任割合	28.3%	30.0%	31.3% (令和4年度)	達成
11. 職員における女性管理職の登用率 (一般行政職)	32.5%	33.0%	26.8% (令和4年度)	未達成

【主要課題5】 就業の分野における男女共同参画の推進	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
12. 職場での男女の地位の平等感 職場で「男性の方が非常に優遇されて いる」「どちらかといえば男性の方が優 遇されている」と回答した人の割合	43.0%	35.0%	50.7% (令和5年度)	未達成
13. 家族経営協定締結農家数	13戸	15戸	23戸 (令和4年度)	達成

【主要課題6】 地域社会における男女共同参画の推進	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
14. 消防団員における女性の占める割合	3.4%	3.5%	3.1% (令和4年度)	未達成

【主要課題7】 生涯を通じた男女の健康づくり	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
15. 子宮がん検診の受診率	6.1%	8.0%	3.9% (令和4年度)	未達成
16. 乳がん検診の受診率	6.0%	8.0%	3.9% (令和4年度)	未達成

【主要課題8】 みんなが安心して暮らせる社会づくり	当初	5年後の 目標値	現状	達成状況
17. 地域包括支援センターの相談件数	1,000件	1,500件	2,190件 (令和4年度)	達成
18. 認知症サポーターの養成者数	2,700人	4,000人	4,030人 (令和4年度)	達成

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- 第3次計画では、子どもから高齢者まで誰もが未来に向けて笑顔で暮らせる活力に満ちたまちづくりをめざして、「男女がお互いを理解し 自分らしく いきいきと暮らせるまち」と基本理念を掲げました。
- 令和4年（2022年）10月に「阿波市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の施行を鑑み、すべての人の人権を尊重し、一人ひとりの多様性を認め合う男女共同参画社会の形成をめざし、市民一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮することができるまちをめざし、次の基本理念を掲げます。

基本理念

誰もが共に認め合い 自分らしく いきいきと輝けるまち

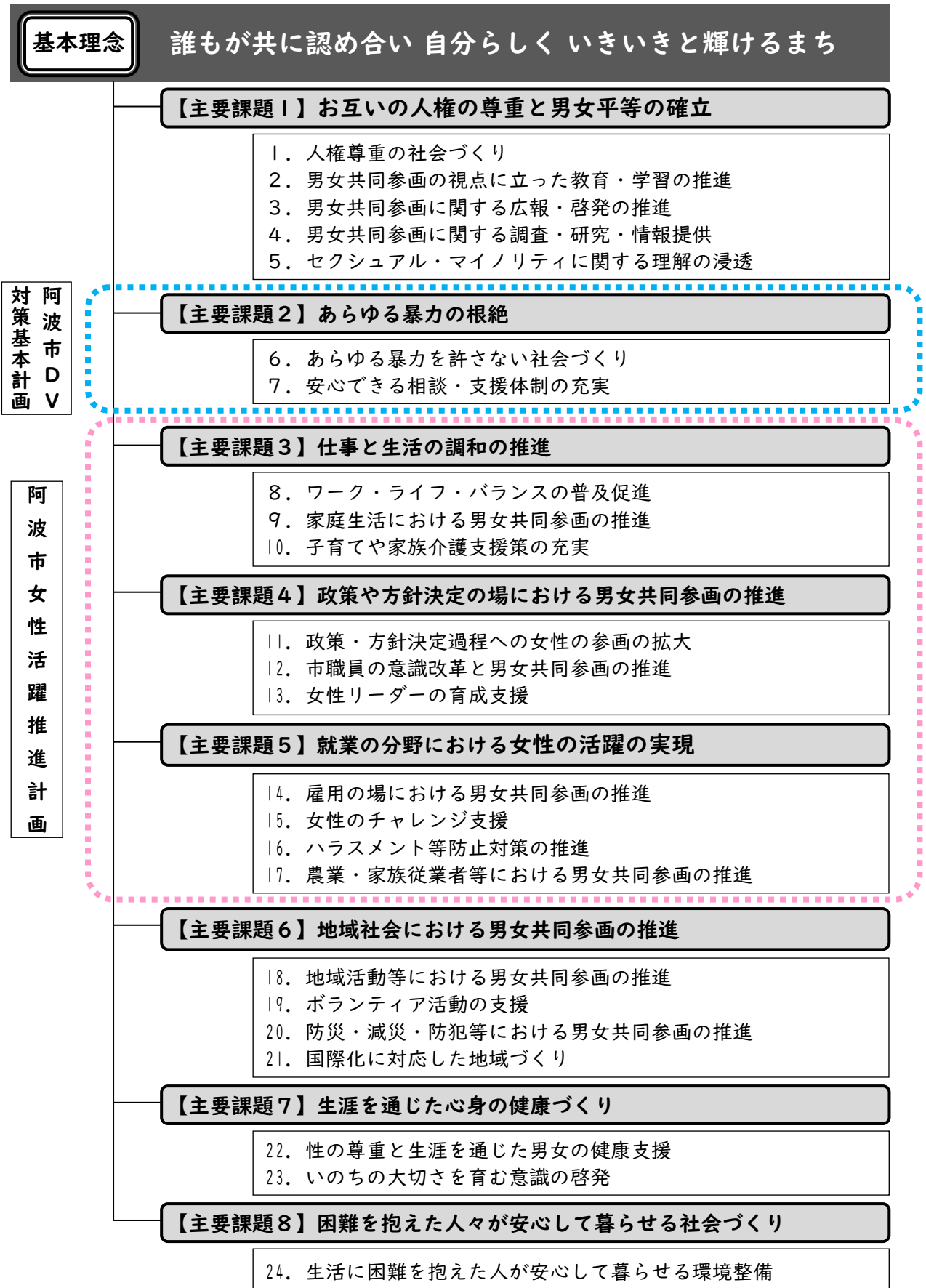
2 主要課題

- 阿波市男女共同参画基本計画（第3次）では、社会・経済情勢の推移、国及び県の動向、市民アンケート調査結果などを踏まえ、次の8つの「主要課題」を設定し、それぞれの分野の現状と課題に応じた施策や事業の展開を図りました。
- 本計画では、新しく定めた基本理念の実現に向けて、国及び県の動向を踏まえ、次の8つの「主要課題」を設定し、関連する施策の取り組みを推進していきます。

「阿波市男女共同参画基本計画（第4次）」の主要課題

- 【主要課題1】 お互いの人権の尊重と男女平等の確立
- 【主要課題2】 あらゆる暴力の根絶
- 【主要課題3】 仕事と生活の調和の推進
- 【主要課題4】 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進
- 【主要課題5】 就業の分野における女性の活躍の実現
- 【主要課題6】 地域社会における男女共同参画の推進
- 【主要課題7】 生涯を通じた心身の健康づくり
- 【主要課題8】 困難を抱えた人々が安心して暮らせる社会づくり

3 本計画の施策体系



第4章 施策の展開

主要課題Ⅰ お互いの人権の尊重と男女平等の確立

現状と課題

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、対等な立場で参画していくことが必要です。

アンケート調査結果では、男女の地位の平等についてみると、「家庭生活」「職場」「議会や政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」の項目において、『男性の方が優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計、以下同じ）の割合が5割を超えています。（図－1）

また、どの分野においても男性より女性の方が「男性優遇」と答える割合が高くなっていることから、女性の意識の中には「男性優遇」という女性の地位への不平等感が強いことがうかがえます。（図－2）

高校生世代は、市民に比べ「平等」意識が高く現れていることから、学校教育の場の重要さがうかがえます。（図－3）

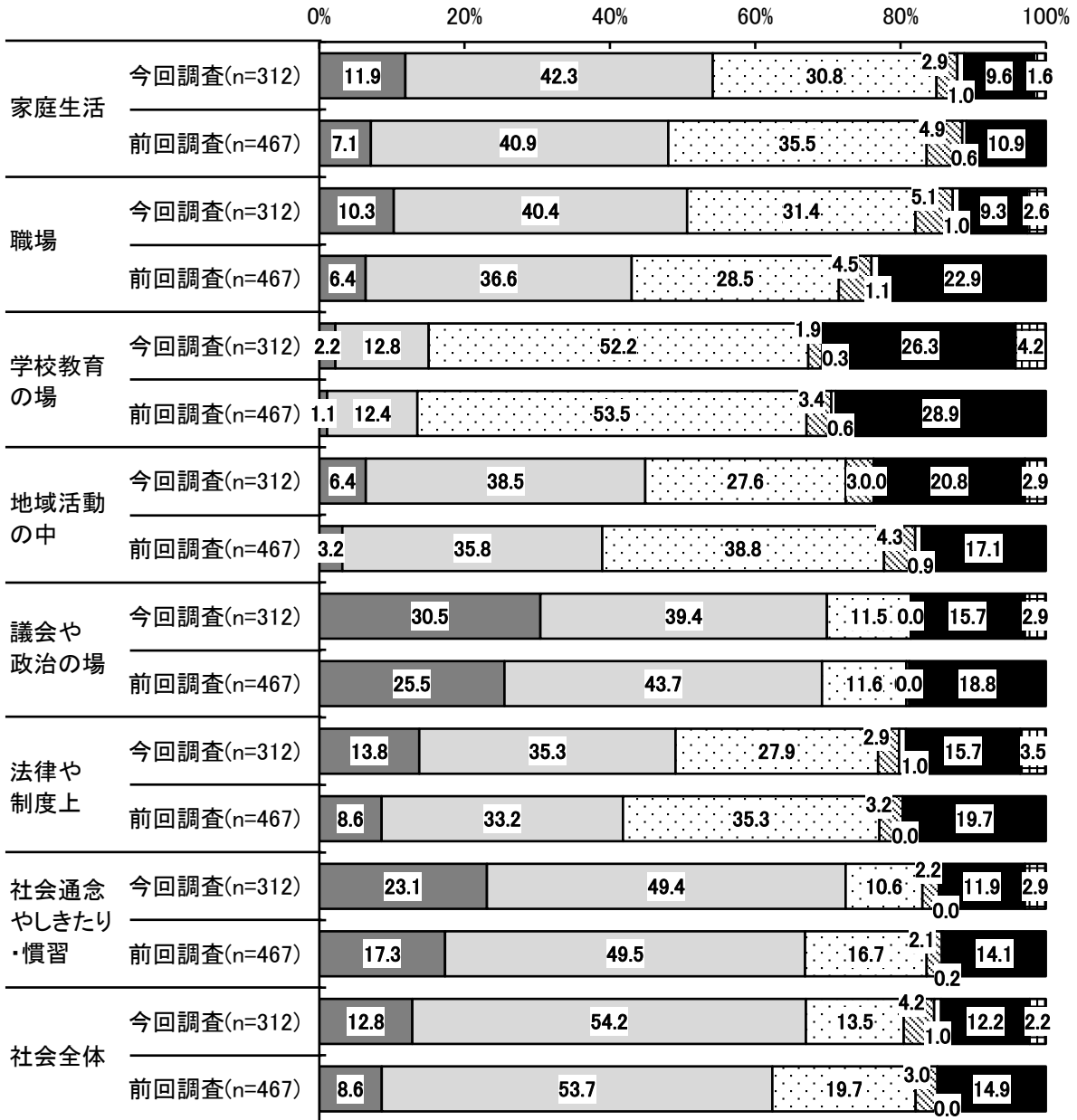
地域社会の中に長い時間をかけて意識づけられてきた「男性は仕事、女性は家庭」といった根強い固定的な性別役割分担意識があると、経済的に自立したい若い世代の女性は、地元で生活する選択をしにくくなります。この流れを止めるためには、ジェンダーギャップを解消し、個性を輝かせて能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する必要があります。このため、性別に基づく固定化された意識を見直し、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばせるよう、人権尊重及び男女共同参画の視点に立った教育や学習が必要です。

性別に関わりなく、誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、性的マイノリティ（又はLGBTQ）に対する偏見を取り除き、一人ひとりが互いに人権を尊重し合うことが求められています。

このような状況を踏まえ、性別や性的指向、性自認などによる差別が起きないように、お互いの人権を尊重し合う意識づくりを進めるとともに、家庭、学校、地域社会等における理解の浸透を図ることで、性の多様性を尊重するまちづくりが求められています。

【図-1 男女の地位の平等感について（前回調査結果との比較）】

・前回調査より、すべての項目で「男性優遇」（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が増えています。
 ・一方、「学校教育の場」では「平等」が5割を超えています。

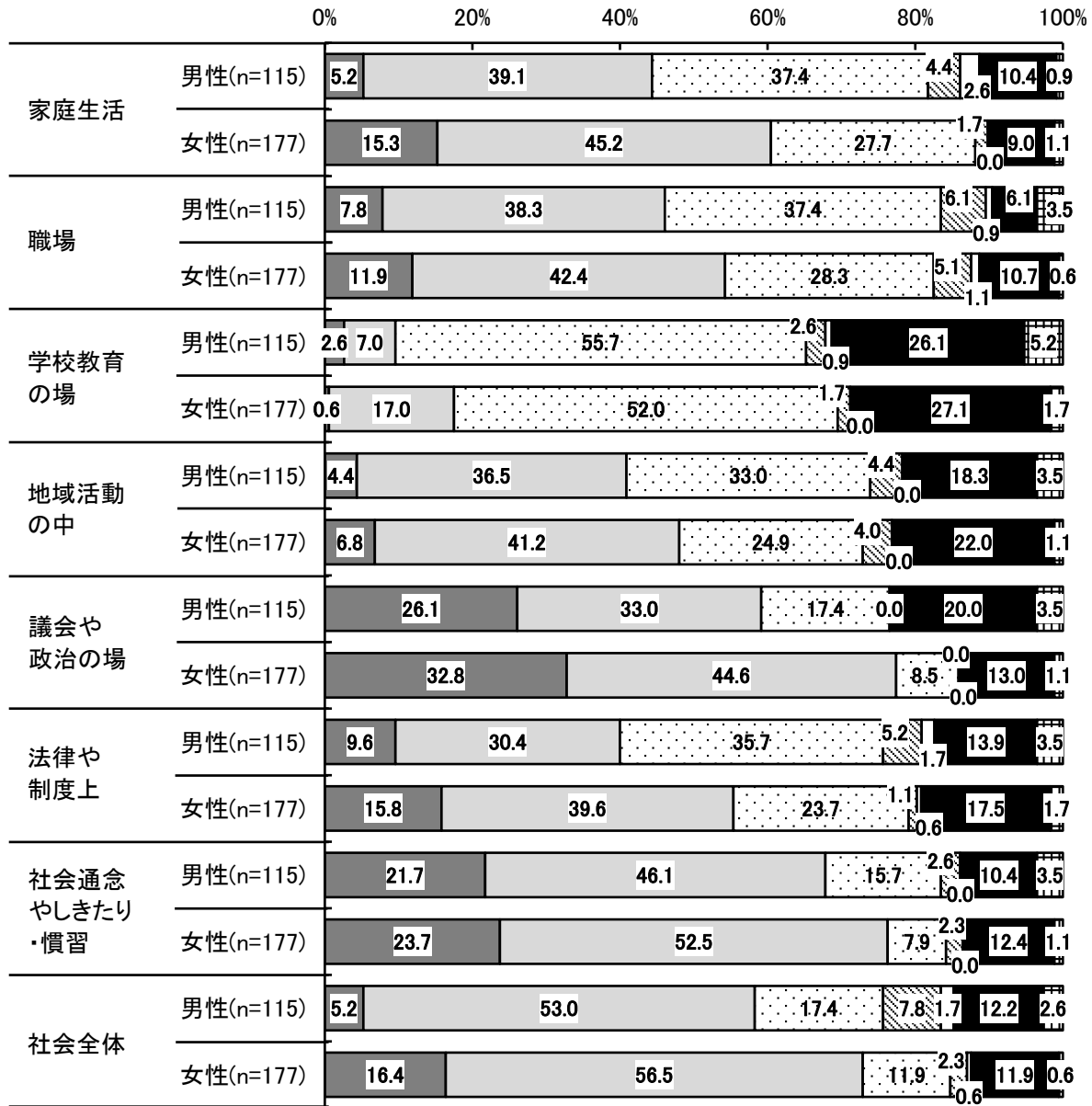


- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- ▣ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- ▣ 無回答

出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問6）

【図-2 男女の地位の平等感について（男女別）】

・性別では、すべての項目で女性は「男性優遇」の割合が高くなっています。
 ・特に、「議会や政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で7割を超え、女性の地位への不平等感が強く現れています。

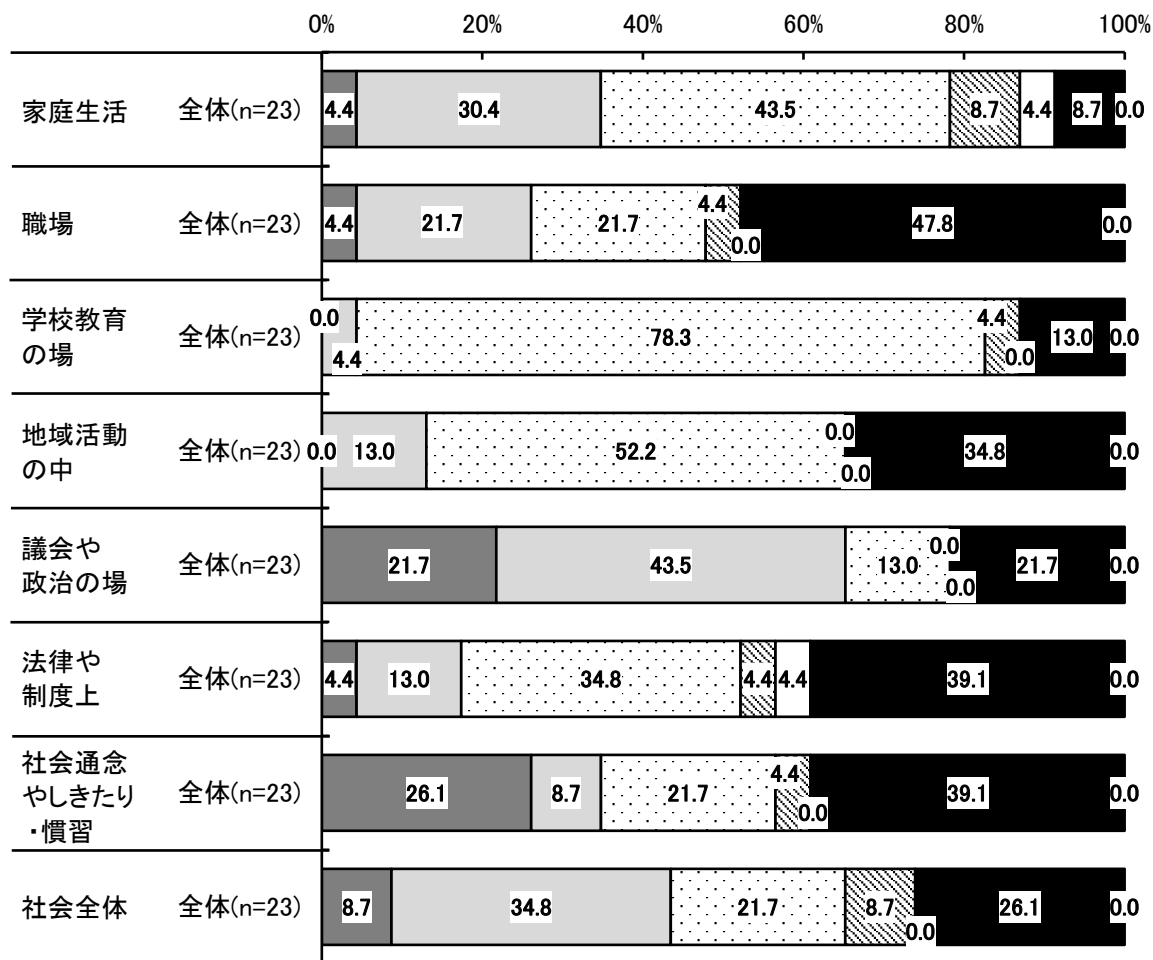


- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問6）

【図-3 男女の地位の平等感について（高校生世代の回答）】

・高校生世代では、「職場」を除きすべての項目で「平等」意識が市民より割合が高く現れています。特に、「学校教育の場」は7割を超え、「地域活動の中」は5割を超えています。
 ・高校生世代の「男性優遇」意識が高い割合を示しているのが、「議会や政治の場」で6割を超えています。



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- ▣ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- ▣ 無回答

出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（高校生世代用問4）

取り組みの方向

1 人権尊重の社会づくり

啓発活動は、男女共同参画意識の醸成のための要となる施策です。多様な価値観を認め合い尊重できるよう、対象に応じた効果的な広報・啓発活動を展開します。阿波市パートナーシップ・ファミリーシップの認知度向上に向けて啓発を強化します。

【取組の方針】

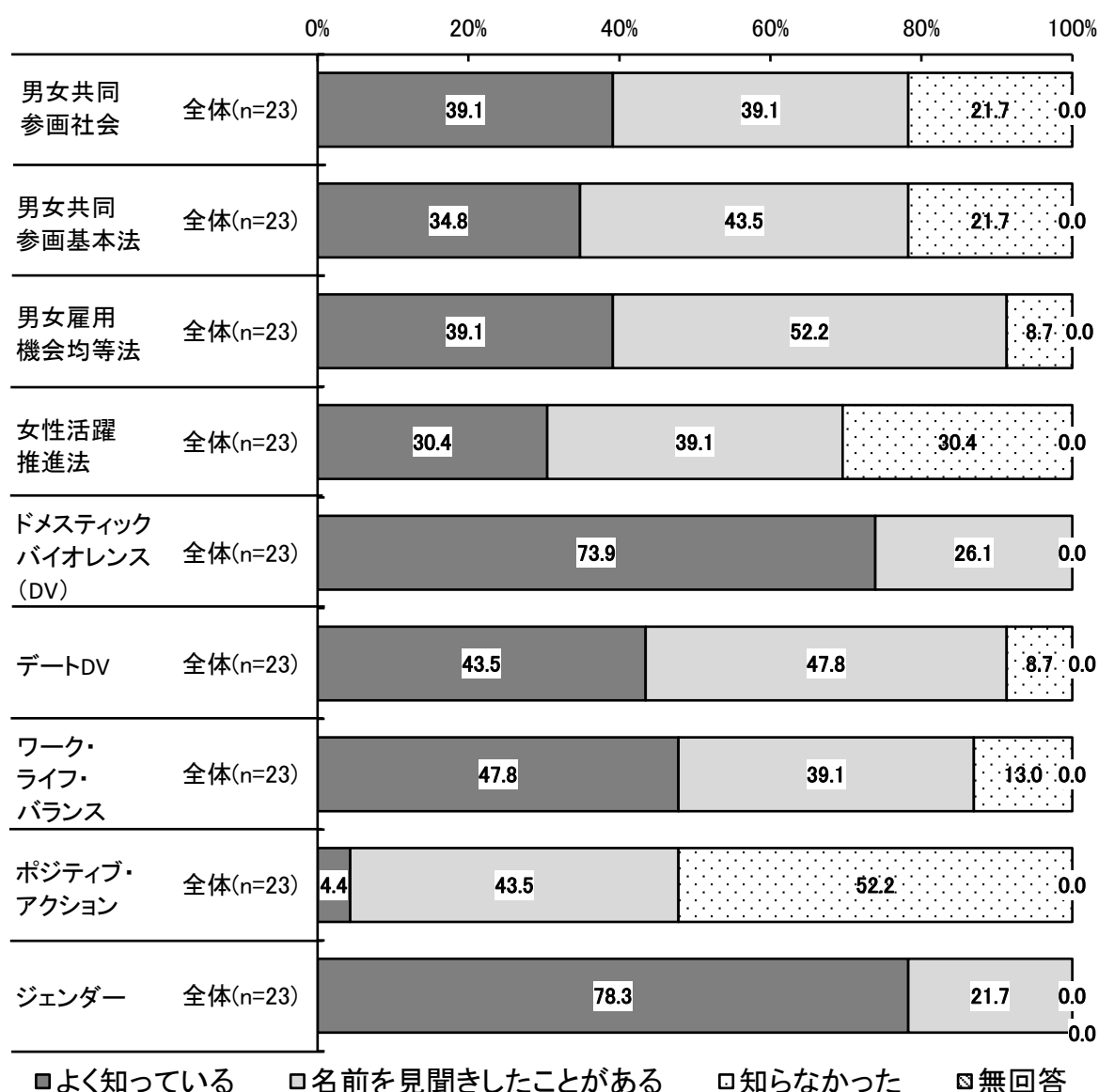
個人の尊厳と人権尊重の社会づくり	○性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、個人の尊厳が守られるとともに人権が尊重され、男女共同参画の視点が確立・擁護される男女平等の社会づくりを進めます。
講演会や研修会等による人権意識の育成	○講演会や研修会等の開催を通じて、男女共同参画社会に必要とされる人権意識の醸成に努めます。
法令・制度の理解・促進	○一人ひとりに保障された法令上の権利及び権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識が得られるよう、法令・制度の理解の促進を図ります。
男女共同参画の視点に基づく広報・啓発の推進	○広報などについて、性別による固定的な役割分担にとらわれない表現となるよう留意します。
広報や出版物に対するガイドラインの設定	○広報や出版物の内容が性別に基づく固定観念にとらわれないようにするため、ガイドラインを設けていきます。
阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ	○市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現をめざし、市民の多様性および人権尊重の理解を深めるため、そして性的マイノリティの方々の思いを受け止める阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設けています。

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女平等・男女共同参画の意識を社会全体に浸透させるためには、人々の意識形成に大きな影響力を持つ教育の果たす役割は重要です。児童・生徒の学校教育や社会教育の視点で、男女共同参画意識の啓発や学習の機会を設けていきます。

【図-4 男女共同参画に関わる用語の認知度】

・高校生世代の男女共同参画に関わる用語の認知度は、「ジェンダー」、「ドメスティックバイオレンス（DV）」が7割を超え、浸透していますが、「ポジティブアクション」、「男女共同参画社会」、「女性活躍推進法」など基本的な用語への認識は低い状況です。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（高校生世代用問3）

【取組の方針】

学校における人権教育の推進	○学校教育においては、「一人ひとりを大切にする」ことを基本に、人権教育を教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて推進します。
学校教育における人権尊重の性教育の推進	○学校において、人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた性に関する教育を行います。
性についての理解促進	○男女の性についての理解を図り、互いに理解と協力し合う態度を育成します。
学校・幼稚園・保育所職員研修の充実	○男女平等を推進する教育の充実に向け、学校・幼稚園・保育所職員への研修を積極的に行います。
男女共同参画を推進する学校教育の充実	○学校教育活動全体を通じて、男女共同参画を推進するための教育の充実を図り、次代を担う子どもたちが、男女が互いの人格を認め合い、個人として相互に生かされる社会づくりをめざします。
個性を生かした進路指導	○小・中学校において、児童・生徒が性別にとらわれず、主体的に進路選択できるような指導に努めます。
家庭における人権尊重の学習機会の提供	○家庭において、日常生活を通じて親と子どもが共に男女共同参画を含めた人権意識を身につけられるよう、家庭に持ち帰って、家族間で話し合ってもらえるような身近な内容の講演会等の学習機会の充実や情報の提供に努めます。
県及び関係機関との連携・強化	○多様化・複雑化した男女共同参画推進における諸問題に対応するため、県及び関係機関との連携を図ります。
男女平等の視点に立った社会教育の推進	○市民に親しまれるテーマを切り口にした男女共同参画に関する講座を開催します。 ○人権学習子ども会（ぱあわーあっぷ事業）において、さまざまな学習活動や体験活動を通じて、児童・生徒の学力の向上と子どもの人権意識の向上をめざします。

3 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

男女共同参画の理念や内容、推進するための取り組み等について、ホームページや広報紙、講演会、研修会等のあらゆる機会を通じて、分かりやすい広報や啓発、情報提供を行います。

【取組の方針】

男女共同参画の視点に基づく広報・啓発の推進	○広報・啓発にあたっては、男女共同参画の理念やジェンダーの視点の定義について、適切な表現に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。
広報等を有効活用した理解の促進	○広報紙、ケーブルテレビ、新聞、インターネット等さまざまな媒体を活用し、男女共同参画への理解を深めます。
あらゆる機会を通じた広報・啓発	○「男女共同参画週間（6月23日～6月29日）」「徳島県男女協調週間（7月7日～7月13日）」「男女雇用機会均等月間（6月）」等、さまざまな機会を通じて広報・啓発を行います。
ボランティア・NPO等との連携による啓発	○ボランティア・NPOなどと連携し、男女共同参画や人権についての啓発活動を行います。
国・県との男女共同参画のネットワーク化の推進	○男女共同参画意識の浸透を促進するために、国・県とのネットワーク化を検討します。

4 男女共同参画に関する調査・研究・情報提供

男女共同参画の推進に向けて、市民意識調査の実施と分析結果を公表、人権に関わる情報の提供を行います。

【取組の方針】

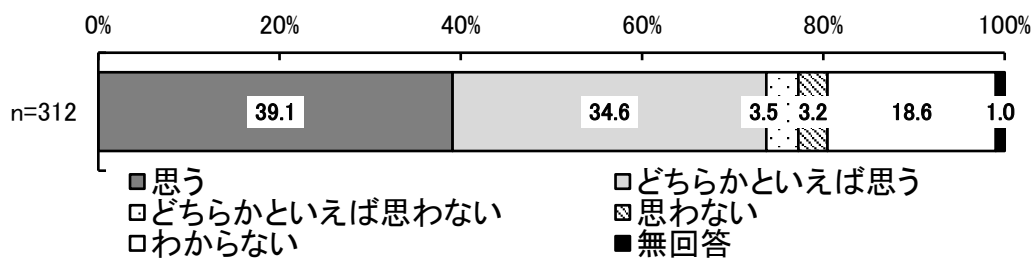
大学等調査・研究機関との連携強化	○大学や関係機関などの調査・研究機関との連携強化を図ります。
男女共同参画に関する調査・研究の推進	○男女共同参画施策推進の基礎資料とするため、男女共同参画に関する調査・研究を行うとともに、調査結果の公表など情報提供に努めます。
男女共同参画に関する資料収集	○男女共同参画に関する国・県・他自治体等の情報や図書及び資料等を収集し、閲覧・貸出・配布を行います。

5 セクシュアル・マイノリティに関する理解の浸透

LGBTQをはじめとするセクシュアル・マイノリティの方々が、心の悩みだけではなく、社会のさまざまな場面において偏見や差別を受けることがないように、多様な性のあり方を理解し、認め合うための取り組みを進めていきます。

【図-5 セクシュアル・マイノリティの偏見や差別があるか】

・性的マイノリティ（又はLGBTQ）の人にとって、現在の社会環境は『生活しづらさがあると思う』（「思う」と「どちらかといえば思うの合計」）の割合が7割を超えています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問29）

【取組の方針】

セクシュアル・マイノリティへの理解の推進	○性別や性的指向にかかわらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、偏見や差別をなくすための効果的な教育・啓発に努めます。
----------------------	--

主要課題2 あらゆる暴力の根絶

現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）などの性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会の実現を図るうえで克服しなければならない重要な課題です。

アンケート調査結果では、DVについて、「自分が直接経験したことがある」割合は5.5%、「自分のまわりに経験した人がいる」割合は9.6%となっています。（図-6）DVを直接経験した、または見聞きしたことがある人の31.1%は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。相談をした人では「家族や親せき」、「友人や知人」、が多くを占めており、公的機関などに相談するケースは少なくなっています。（図-7）

DV防止法が制定され、配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識が広がりつつある反面、私的な問題として扱われたり、被害者自身が公的機関への相談や届け出をすることに抵抗感をもつことが多く、表面化しづらいという問題があります。

どこ（だれ）にも相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」、「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかったから」などの回答が多くなっています。（図-8）

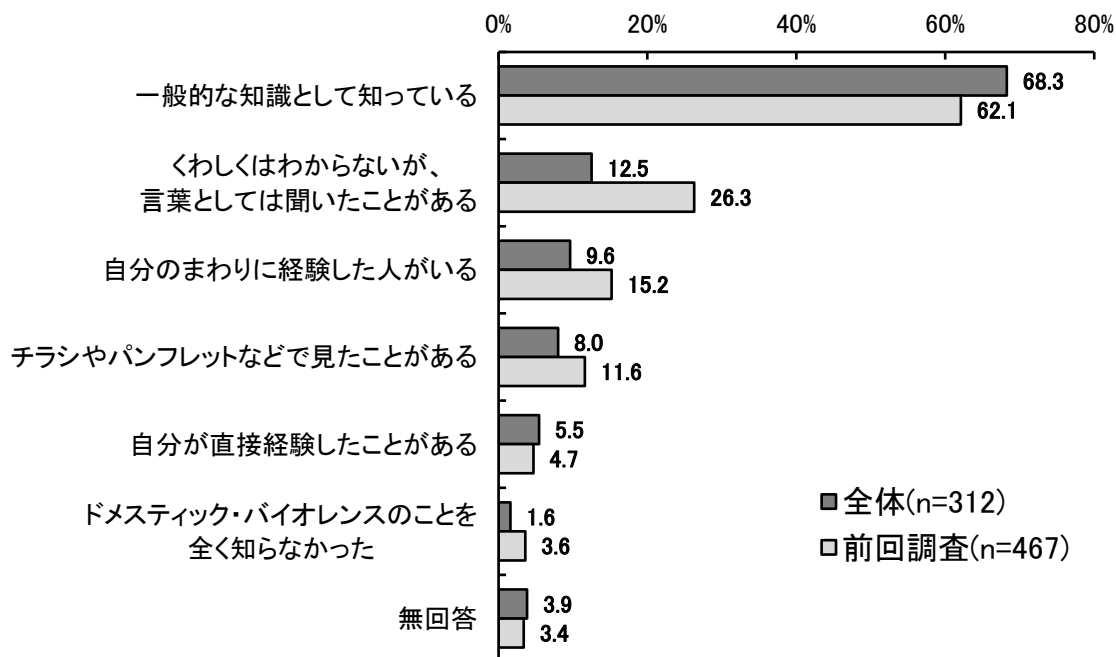
DVを防ぐために必要な取り組みとして、「被害者が相談しやすい環境づくりを図る」が男女共に最も多く、次いで、「加害者への罰則を強化する」、「被害者が援助を求めやすくするための情報提供を充実する」となっています。女性の意見では、「被害者の一時保護などを行う施設（シェルター）の設置を図る」が37.9%となっています。（図-9）

特にDVは家庭内の問題として顕在化しにくく、当事者が自らの被害・加害に気づかないという状況がうかがえ、被害を受けた認識の低さが相談に繋がらない要因になっています。そのため、DV防止にあたっては、一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識づくり、被害者を迅速に適切な支援に結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関との連携で、あらゆる暴力の根絶のための取り組みを推進することが必要です。

また、成人年齢が18歳に引き下げられ、「デートDV」、「アダルトビデオ出演強要」、「JKビジネス」問題等はSNSの広がりにより、若年層の性暴力被害の増加が懸念されています。

【図-6 ドメスティック・バイオレンス（DV）についての経験】

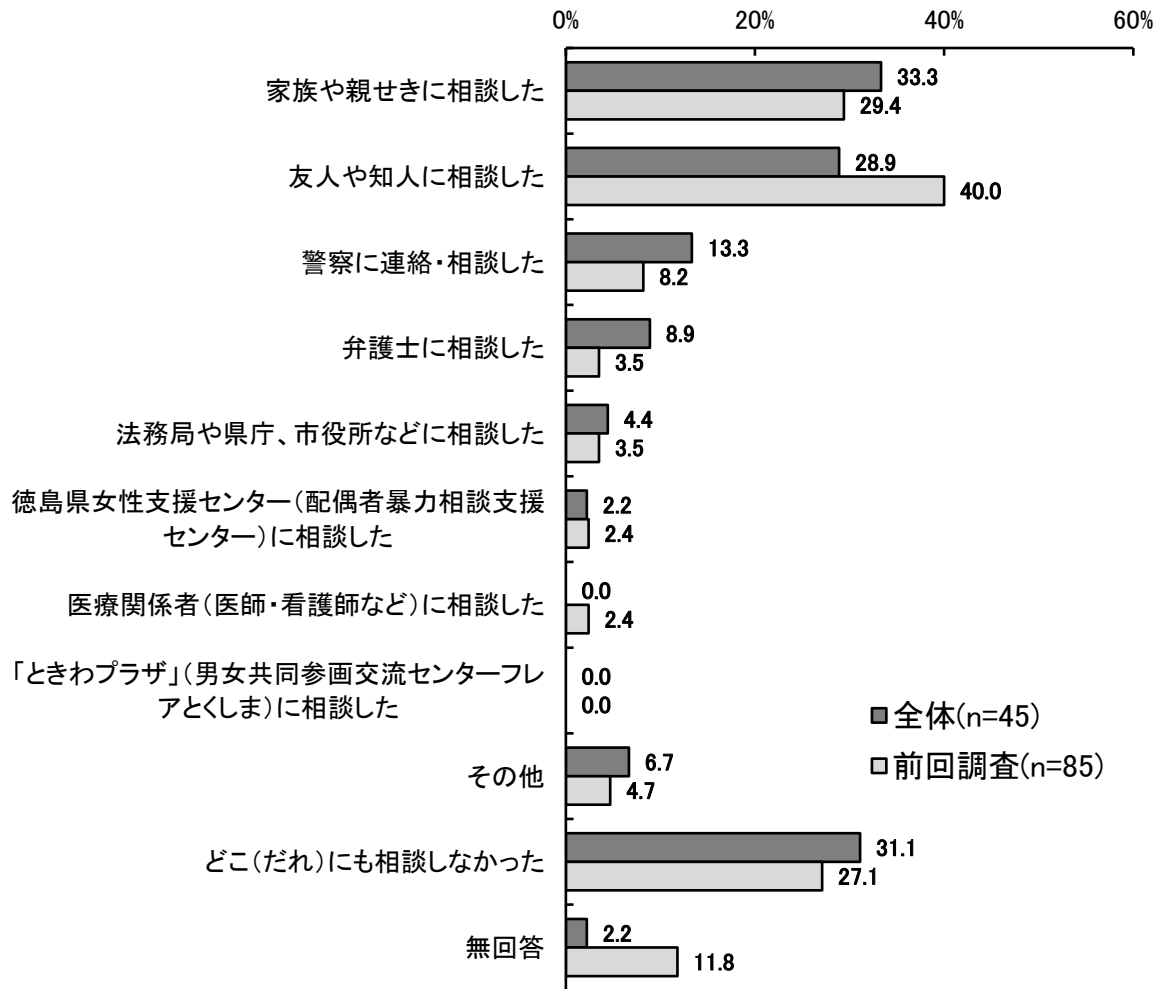
・「一般的な知識として知っている」は前回調査より、6.2ポイント増加しています。
 ・「くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある」「ドメスティック・バイオレンスのことを全く知らなかった」が減少し、「一般的な知識として知っている」が増加し、DVに関する認識は浸透傾向を示しています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問33）

【図-7 DVを直接、または見聞きしたことがある人の相談先】

・「家族や親せきに相談した」の割合が33.3%と最も高く、次いで「どこ（だれ）にも相談しなかった」31.1%「友人や知人に相談した」28.9%となっています。
 ・公的な相談先の利用は、「警察に連絡・相談した」13.3%、「弁護士に相談した」8.9%、「法務局や県庁、市役所などに相談した」4.4%となっています。徳島県女性支援センターやときわプラザでの相談はほとんどありません。

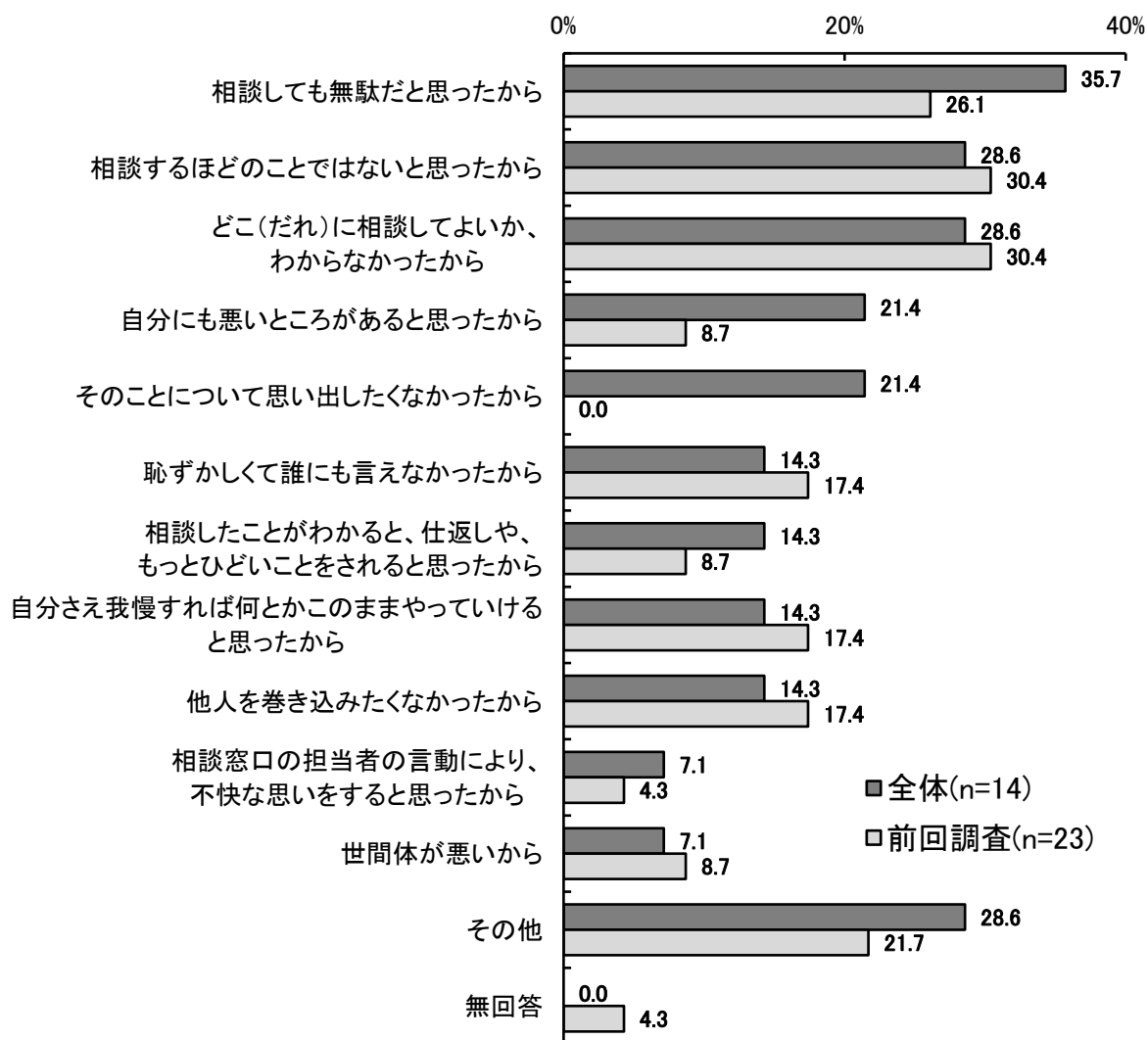


出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問34）

【図-8 どこ（だれ）にも相談しなかった理由】

・「相談しても無駄だと思ったから」の割合が 35.7%と最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」と「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかったから」と「その他」がそれぞれ 28.6%となっています。

・「相談しても無駄だと思ったから」が前回調査より、9.6 ポイント増加しています。

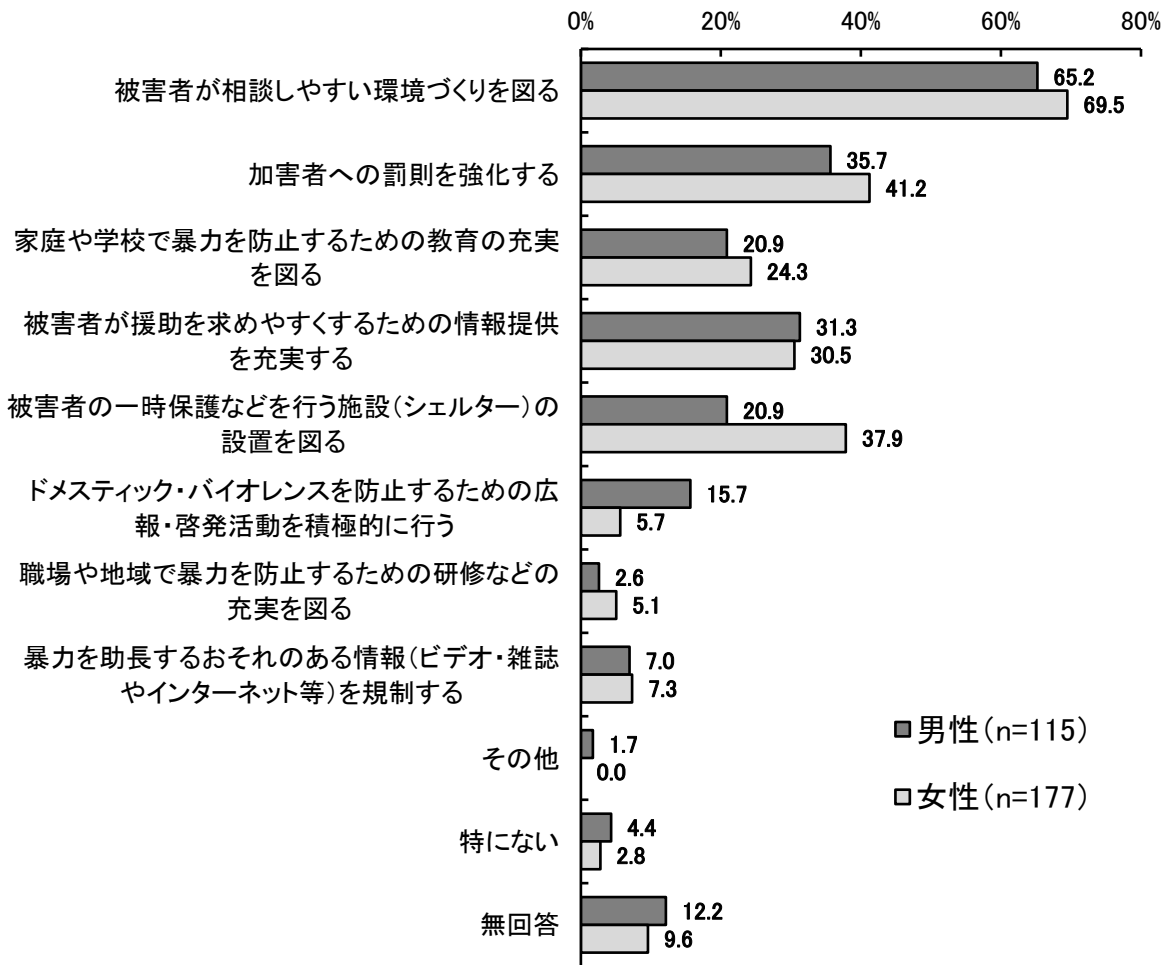


出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問35）

【図-9 DVを防ぐために必要な取り組み】

・男女共に、「被害者が相談しやすい環境づくりを図る」が最も高く、次いで「加害者への罰則を強化する」となっています。

・性別に意見の違いをみると、女性では「被害者の一時保護などを行う施設（シェルター）の設置を図る」が男性より、17.0ポイント高く、男性では、「ドメスティック・バイオレンスを防止するための広報・啓発活動を積極的に行う」が女性より、10.0ポイント高くなっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問36）

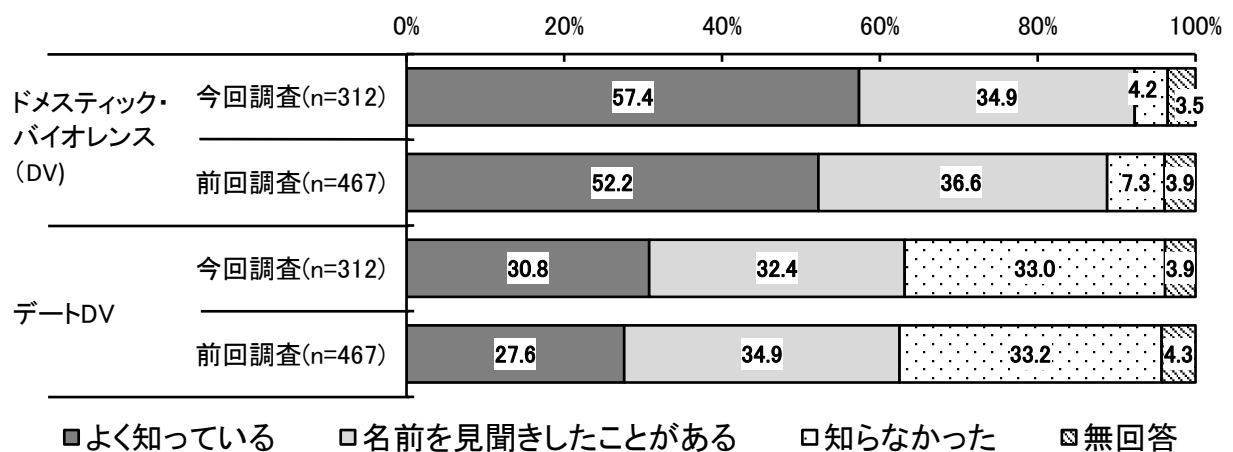
取り組みの方向

6 あらゆる暴力を許さない社会づくり

DVを防止していくため、一人ひとりが、互いに尊重し、個人の尊厳を損なう暴力は許さない意識を持つことが重要となります。DV被害を受けていることを認識しておらず、相談に至らないケースもあることから、DVについての認識を深めるための周知・啓発、情報提供に努めます。

【図-10 人権用語の認知度】

- ・ドメスティック・バイオレンスの認知度は57.4%で前回同様に5割を超えています。
- ・デートDVの認知度は30.8%となっています。デートDVはドメスティック・バイオレンスに比べ認知度は低い状況です。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問32）

【取組の方針】

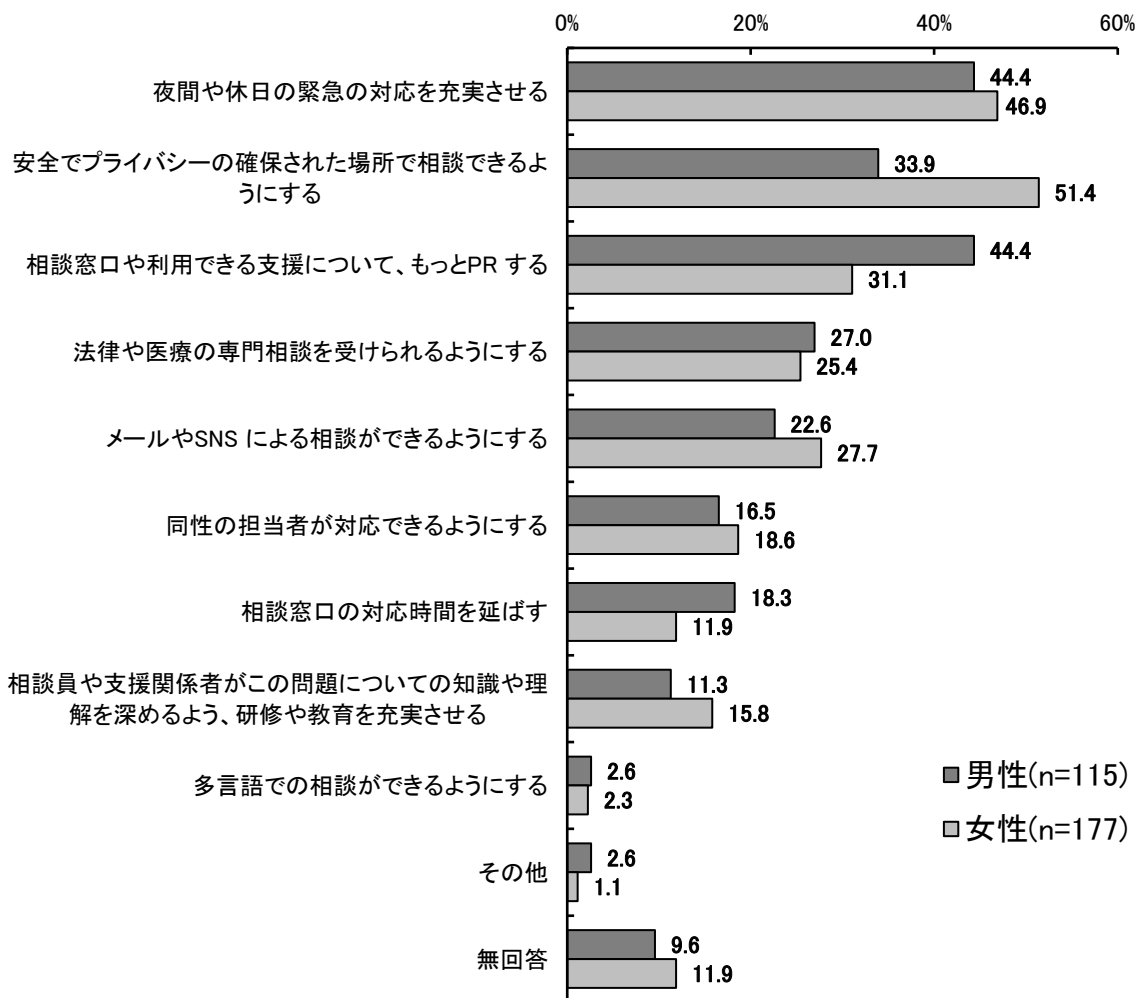
<p>女性に対する暴力をなくす運動の普及・啓発</p>	<p>○個人の尊厳を侵害する暴力の根絶に向け、「徳島県男女協調週間」（7月7日～7月13日）や「ストップ！DV強化推進月間」（11月1日～12月31日）「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）等を通じて、広く普及・啓発を行います。</p> <p>○DVをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するための対策、基本計画の周知など、啓発を行います。</p>
<p>若年層を対象とした啓発の推進</p>	<p>○交際相手等からの暴力を防止するため、デートDVに関する情報収集や周知・啓発に努めます。</p> <p>○将来、女性に対する暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象とする啓発を進めます。</p>
<p>安全・安心なまちづくりの推進</p>	<p>○県・関係機関や地域住民などと連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりをより一層推進します。</p>
<p>男性に対する啓発の推進</p>	<p>○男女共にそれぞれの家庭における役割を考え、特に男性において男女共同の考えに基づくよう啓発を進めます。</p>
<p>徳島県の計画に基づく総合的な施策の推進</p>	<p>○県における「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づき、関係機関と連携し、総合的に各種施策を推進します。</p>
<p>DV被害者支援対策</p>	<p>○DV等の被害者に対し、精神的なケアや相談を行うとともに、プライバシーに配慮しながら、必要に応じて関係機関との連携を図ります。</p>
<p>青少年健全育成対策</p>	<p>○青少年を取り巻く社会環境の実態把握のため、計画的にパトロールを実施します。</p>
<p>ストーカー防止施策の推進</p>	<p>○ストーカー行為等の規制等に関する法律など、関係法令・制度の周知を図り、啓発を充実します。</p>
<p>児童虐待防止施策の推進</p>	<p>○児童虐待に対して、関係機関と連携し、早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な支援に努めます。</p>
<p>高齢者の虐待防止</p>	<p>○高齢者への虐待を未然に防ぐためにも、関係機関が連携し適切な対応に努めます。</p>
<p>障がい者の虐待防止</p>	<p>○施設や事業者に対する指導監査体制の充実や苦情処理体制の確立を図るとともに、障がい者等からの相談に応じ、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護のために必要な支援の充実と整備に努めます。</p>

7 安心できる相談・支援体制の充実

被害の拡大を防ぐため、暴力等を受けた人が速やかに相談し、早期発見・早期解決につなげられるよう、警察等の関係機関、地域住民などと連携しながら、情報を共有しながら被害者に寄り添った相談支援体制を構築します。

【図-11 DVについて相談しやすい相談体制に必要なこと】

- ・女性では、「安全でプライバシーの確保された場所で相談できるようにする」が最も高く、次いで「夜間や休日の緊急の対応を充実させる」となっています。
- ・男性では、「夜間や休日の緊急の対応を充実させる」と「相談窓口や利用できる支援について、もっとPRする」が最も高くなっています。
- ・性別に意見の違いをみると、女性では「安全でプライバシーの確保された場所で相談できるようにする」が男性より、17.5ポイント高く、男性では、「相談窓口や利用できる支援について、もっとPRする」が女性より、13.3ポイント高くなっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問37）

【取組の方針】

相談窓口等に関する情報提供の充実	○各相談窓口や相談内容等を適切に広報するなど、情報提供の充実に努めます。
相談員等に対する研修の充実	○相談機能の充実を図るため、男女共同参画に関係する各種相談員等に対する研修の充実に努めます。
相談しやすいシステムづくり	○相談にあたっては、相談者のプライバシー保護に配慮する等、相談しやすいシステムを構築します。
法律や制度改正についての周知	○男女共同参画に関連する法律や制度改正についての周知・啓発を行います。
関係機関と連携した被害者支援	○関係機関と連携し、被害者の一時保護の拡充・強化、自立支援の充実に努めます。
県や関係機関との連携の推進	○県・関係機関と連携し、関係法令等を厳正に運用し、適正な捜査や取締りを支援します。
被害者への支援	○被害にあった女性や子どもへの適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携して支援を行います。
性犯罪防止に向けた情報提供	○女性や児童に対する性犯罪等防止のため、地域における犯罪等に関する情報の迅速な提供に努めます。
売春等防止に向けた相談・指導・援助	○売春等を未然に防止するため、女性に対して広く相談に応じるとともに、必要に応じ指導・援助、一時保護等を行います。

主要課題3 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

国が推進しているワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、国民一人ひとりが年齢や性別に関わらず、やりがいや充実感を持って働きながら、家庭での家事や育児、介護、趣味、地域活動等にかかる時間を持てる健康で豊かな生活をめざすものです。

アンケート調査結果では、ワーク・ライフ・バランスの理想は、「仕事・家庭生活・プライベートな時間をともに優先」が33.0%、「家庭生活とプライベートな時間をともに優先」が19.2%で多くなっています。実際には、「仕事を優先」が43.0%で最も多くなっており、理想と現実では大きなギャップがみられます。（図-12）

男女が共に仕事と家庭の両立を継続させるために必要なこととして、「家事や家族の世話・介護などに対する夫や家族の理解や努力」が56.7%で最も多く、次いで「育児・介護休業を取得しやすい社会環境づくり」が43.9%で続いています。行政の取り組みにおいて必要なこととしては、「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」、「保育所の保育時間延長など、保育サービスを充実すること」が多くなっています。（図-13）

家庭内の仕事の理想では、全ての家事で「夫婦が協力して」または「家族が協力して」行うことが理想と考えている人が多いですが、実際には「掃除・洗濯」、「食事のしたく」、「食事の後片付け・食器洗い」、「日常の家計の管理」は「主に妻」が担う家庭が多く、理想と現実でまだまだギャップがみられます。（図-14）

「育児・介護のための休暇を取得する」、「リフレッシュのための休暇を取得する」、「育児・介護のための短時間勤務制度を活用する」、「仕事と育児・介護を両立するため、仕事の負担を軽減してもらう」、といった働き方を男性が選択することについて、世間的には受け入れられてきていますが、実際に実行に移すためには、職場環境の整備や職場内の意識改革が必要です。（図-15）

男性が家事や育児を行うことについて「男性も家事・育児を行うことは当然であるが7割」、「子どもにいい影響を与える」が6割占めており、男性が家事や育児を行うことに否定的な意見は少なくなっています。（図-16）

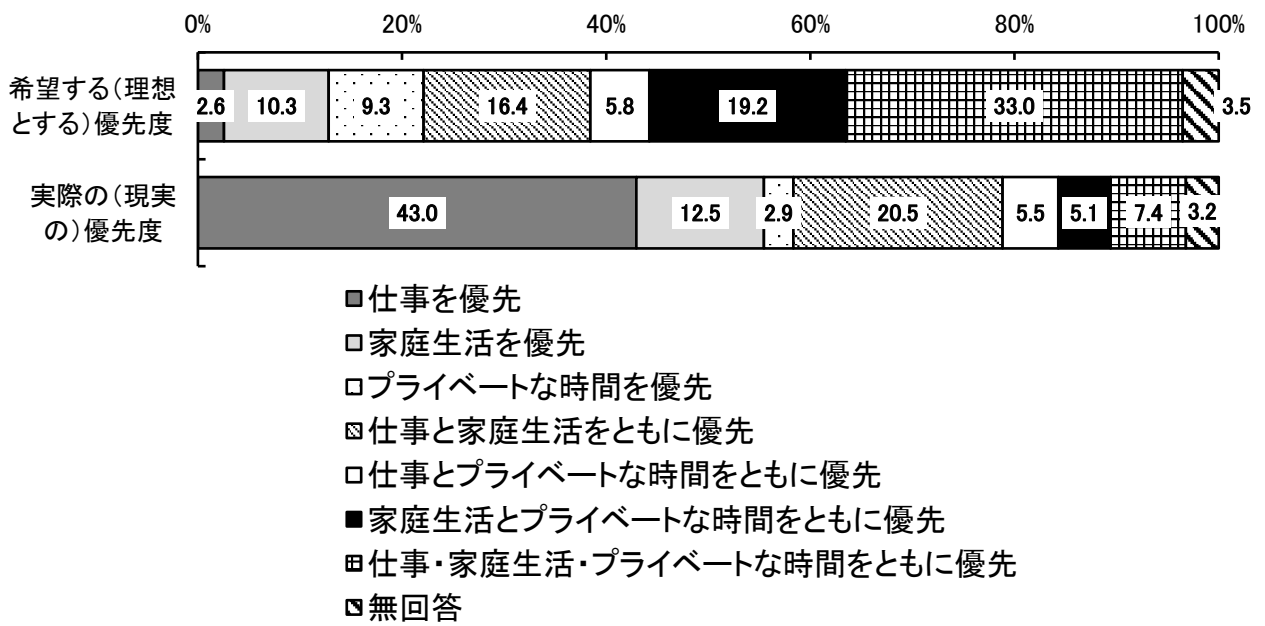
ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、長時間残業等の解消に向けた働き方改革、テレワーク等の多様な働き方の推進、令和3年（2021年）に改正された育児・介護休業法等の情報提供・理解啓発に取り組むことが必要です。

女性が仕事を続けていく上で支障となっていることについては、男性の仕事時間が長く、家事、子育て、介護等への参加が不十分な現状、性別役割分担意識の解消はもちろんのこと、男性が家事、子育て、介護に参画しやすくするための働き方改革は重要となります。

【図-12 ワーク・ライフ・バランスの優先度の希望と実際】

・「仕事」「家庭生活」「プライベートな時間」のバランスについて、希望する（理想とする）優先度をみると、「仕事・家庭生活・プライベートな時間をともに優先」の割合が33.0%と最も高く、次いで「家庭生活とプライベートな時間をともに優先」19.2%、「仕事と家庭生活をともに優先」16.4%となっています。

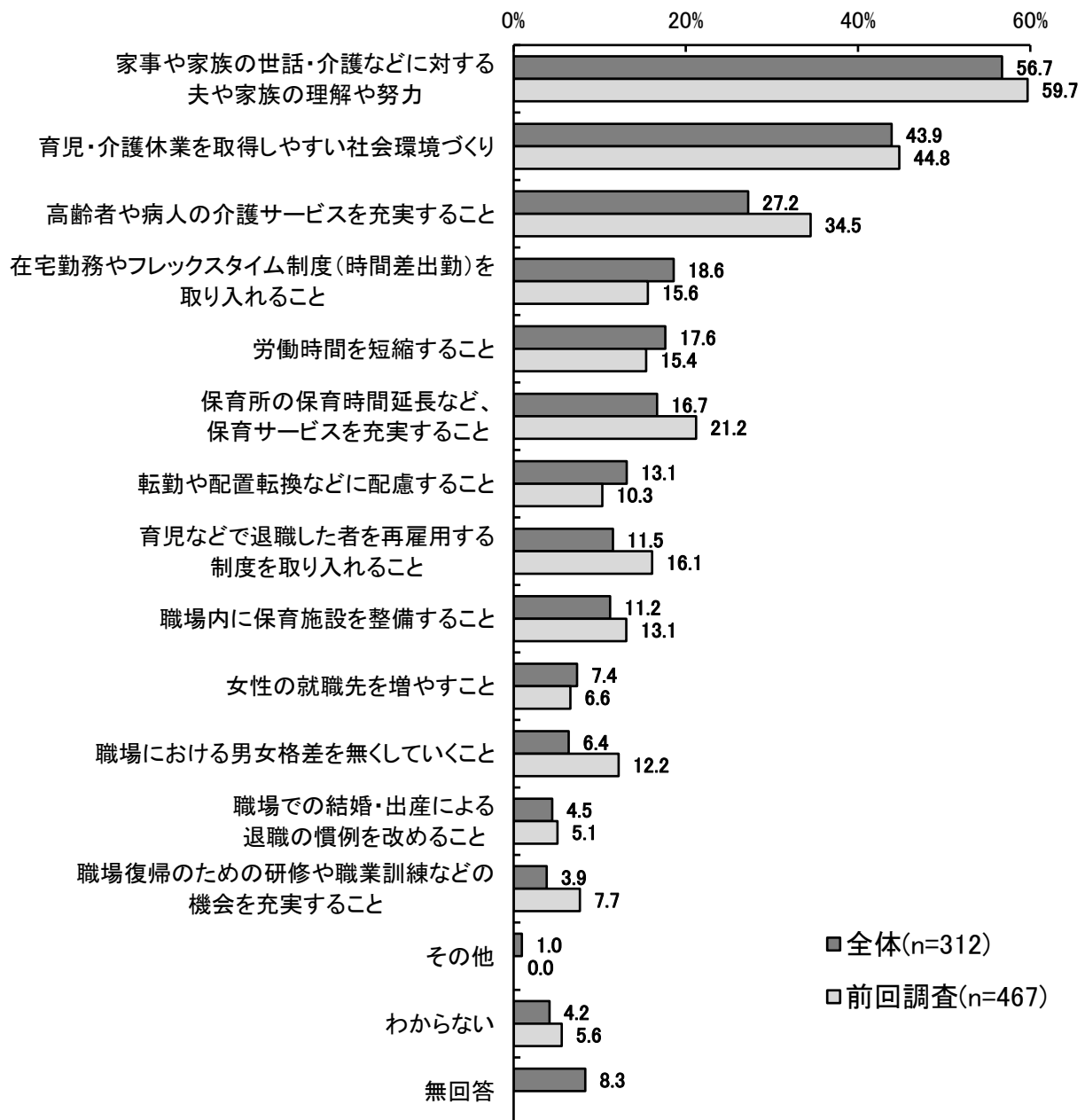
・実際の（現実の）優先度をみると、「仕事を優先」の割合が43.0%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活をともに優先」20.5%、「家庭生活を優先」12.5%となっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問12）

【図-13 男女がともに仕事と家庭の両立に必要なこと】

・前回調査から傾向に変化がなく、「家事や家族の世話・介護などに対する夫や家族の理解や努力」が56.7%と最も高く、次いで「育児・介護休業を取得しやすい社会環境づくり」43.9%、「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」27.2%となっています。

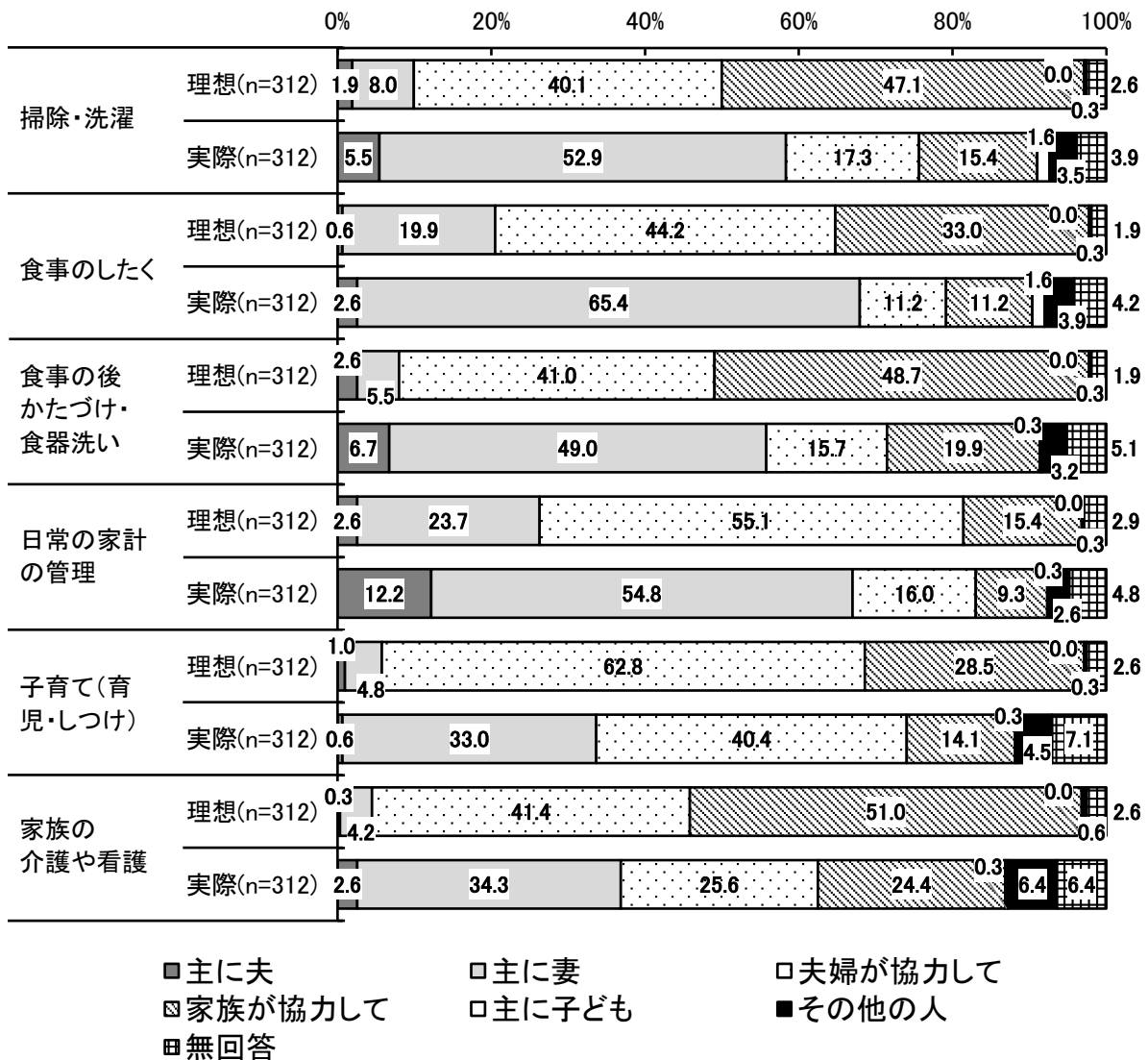


出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問14）

【図-14 家庭内の家事や育児の分担 理想と実際】

・家庭内の仕事に関する分担の理想は、いずれの項目でも『誰かと協力して』（「夫婦が協力して」と「家族が協力して」の合計）の割合が70%以上となっています。特に「家族の介護や看護」92.4%、「子育て(育児・しつけ)」91.3%と『誰かと協力して』の割合が高くなっています。

・実際は、6つの仕事のうち、「掃除・選択」、「食事のしたく」、「食事の後かたづけ・食器洗い」、「日常の家計の管理」の4つの仕事で「主に妻」と答えた方の割合が約50%以上となっています。一方で、「子育て(育児・しつけ)」と「家族の介護や看護」では、『誰かと協力して』（「夫婦が協力して」と「家族が協力して」の合計）が50%以上となっています。

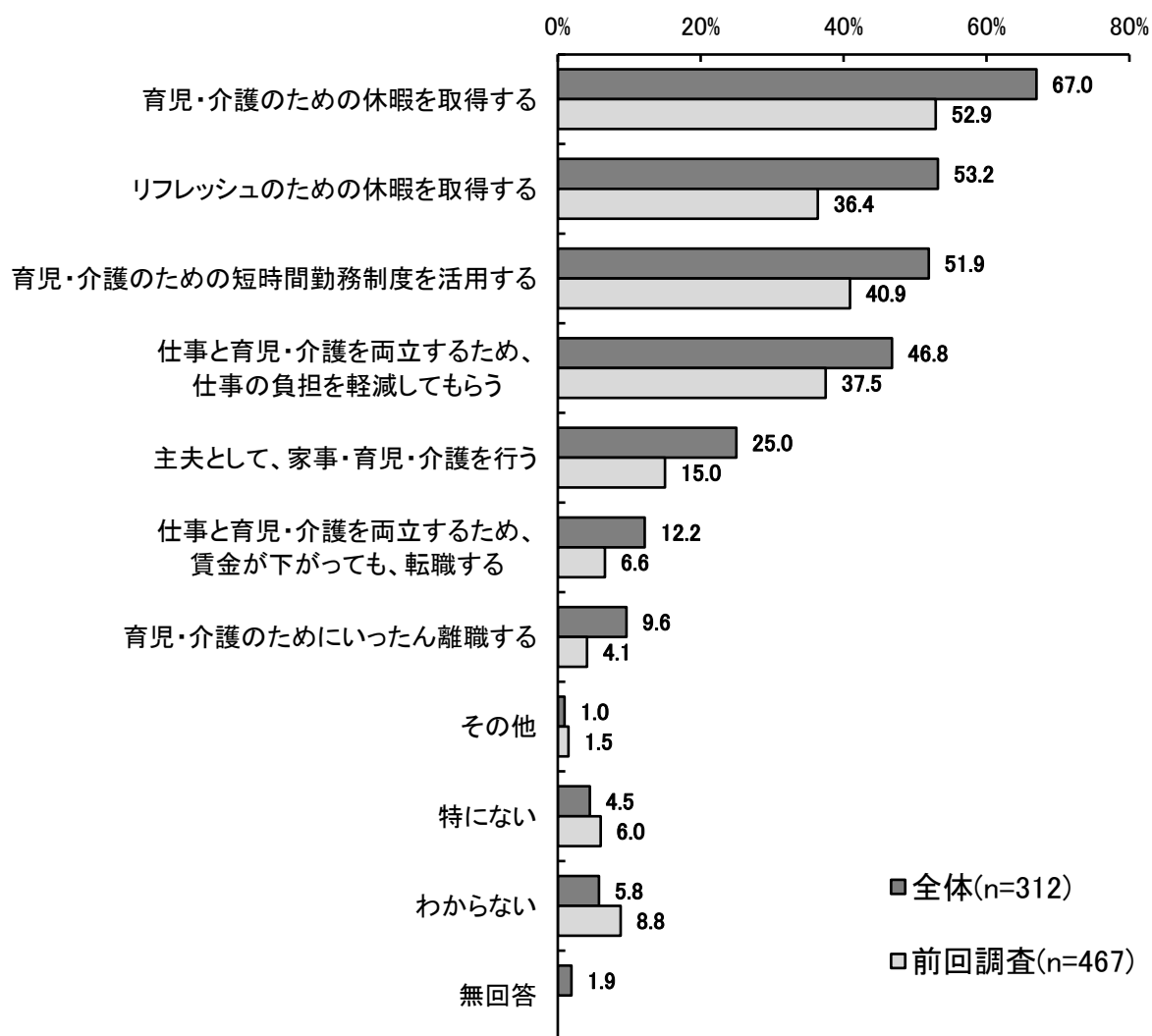


出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問21、22）

【図-15 男性の仕事以外の生活も重視した働き方について】

・「育児・介護のための休暇を取得する」が67.0%と最も高く、次いで「リフレッシュのための休暇を取得する」53.2%、「育児・介護のための短時間勤務制度を活用する」51.9%となっています。

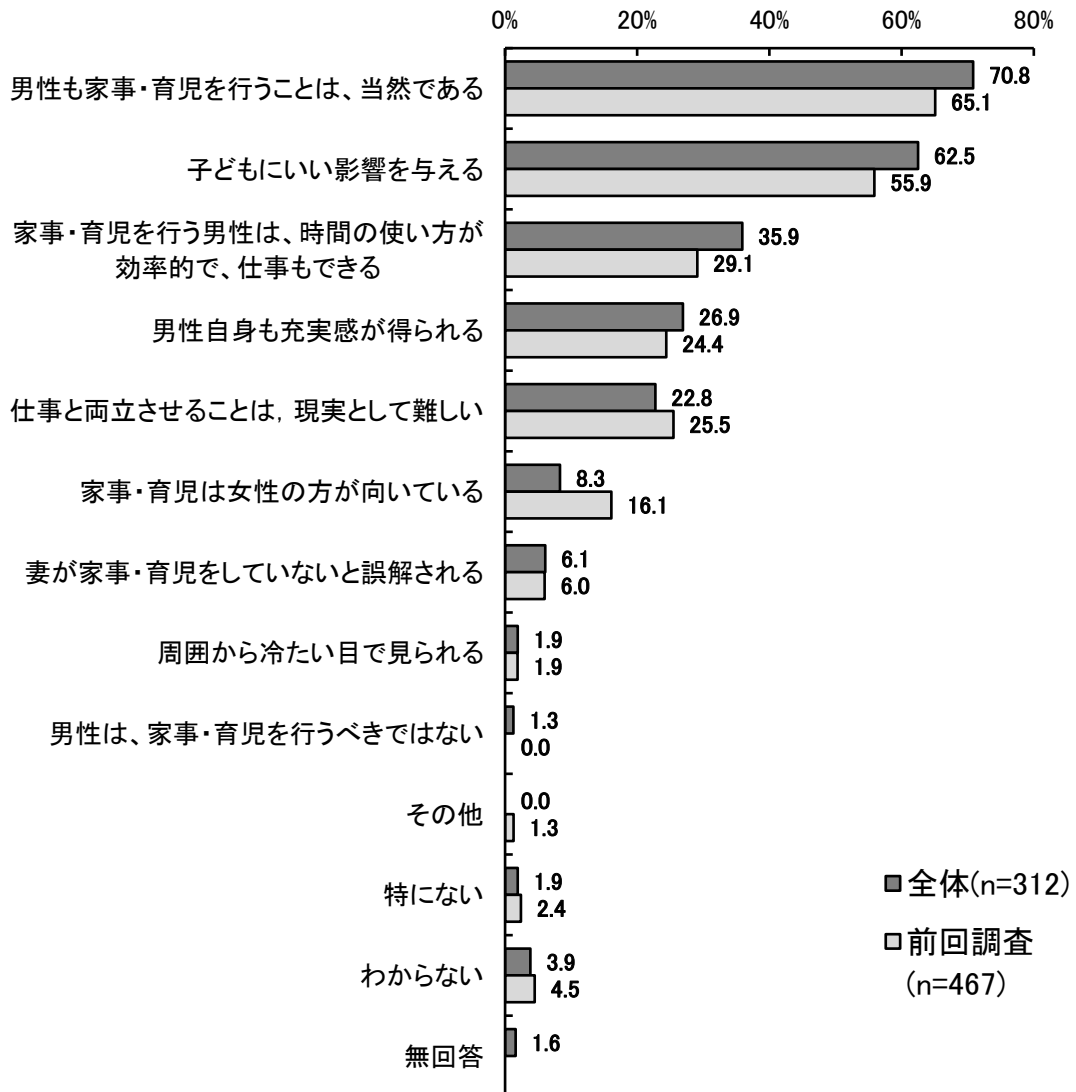
・前回調査と比較すると、「リフレッシュのための休暇を取得する」が16.8ポイント、「育児・介護のための休暇を取得する」が14.1ポイントそれぞれ増加しています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問13）

【図-16 男性が家事や育児を行うイメージ】

・「男性も家事・育児を行うことは、当然である」が70.8%と最も高く、次いで「子どもにいい影響を与える」62.5%、「家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる」35.9%となっています。
 ・前回調査と比較すると、「家事・育児は女性の方が向いている」が7.8ポイント減少しています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問23）

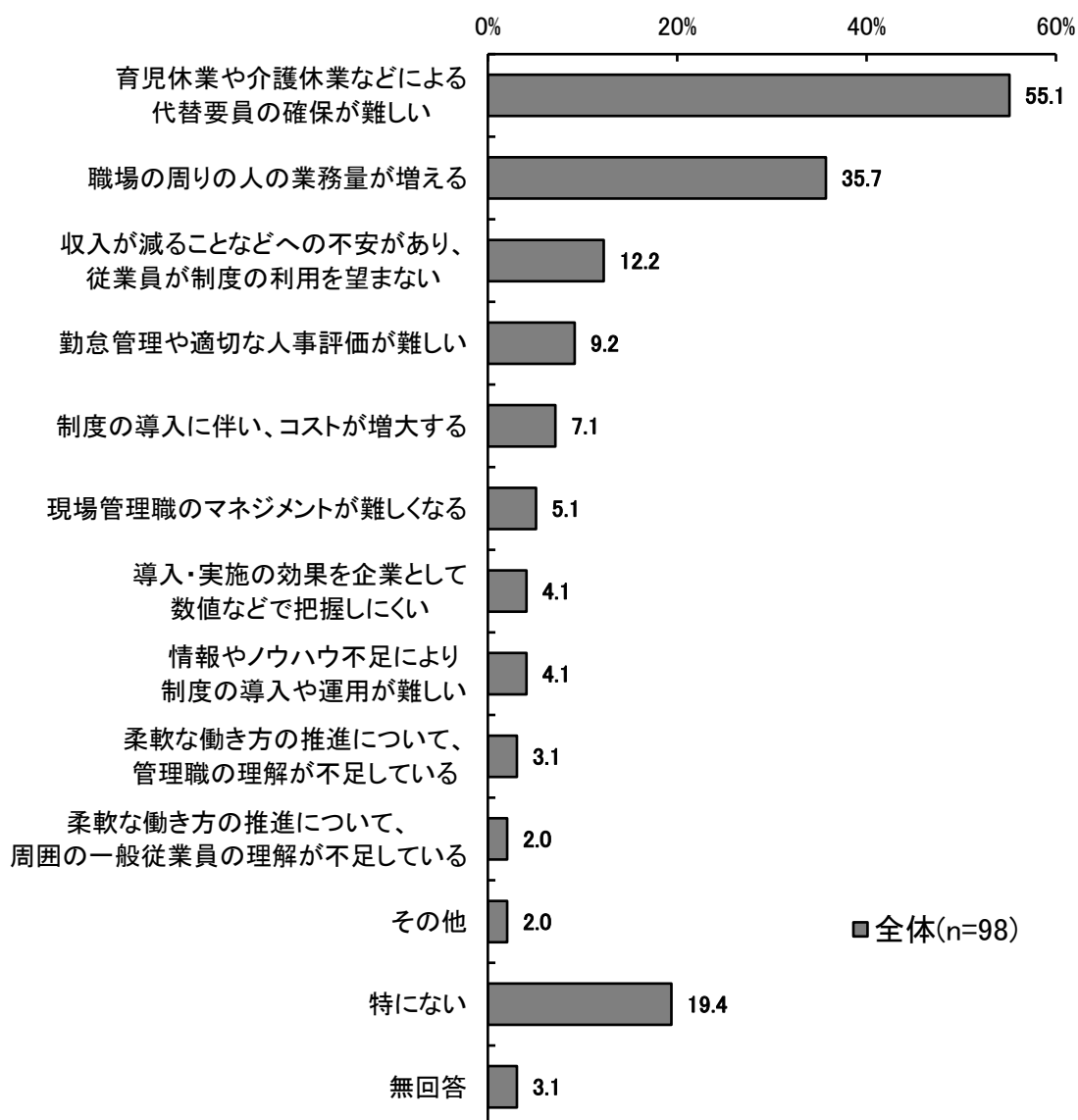
取り組みの方向

8 ワーク・ライフ・バランスの普及促進

仕事と家庭の両立の必要性について、企業などへの理解促進に努めます。男性も女性もあらゆる世代の誰もが、それぞれが働き方の見直しや意識改革を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを推進します。

【図-17 多様な働き方ができる制度の整備上の課題】

・「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」の割合が55.1%と最も高く、次いで「職場の周りの人の業務量が増える」35.7%、「特にない」19.4%となっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（事業所用問22）

【取組の方針】

仕事と家庭の両立についての講座・講習会の開催	○仕事と家庭生活（家事・育児・介護等）の両立についての講座や講習会等を開催し、意識の改革と知識の習得・促進を図ります。
子育てしやすい職場環境の整備	○仕事と家庭生活の両立が図られるよう、子育て支援に係る事業を推進するとともに、男女の育児休業取得促進など、子育てしやすい職場環境の整備を進めます。
男性の働き方の見直しの啓発	○育児や介護といった家庭生活における男性の役割の重要性が求められる中で、男性の長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。
長時間労働の削減等の働き方改革の促進	○短時間勤務や残業ゼロ等の働き方改革について、事業所が改革に取り組むメリット等の周知を図ります。
市役所の勤務環境の整備と職員の意識改革	○市においても、仕事と家庭生活の両立しやすい職場になるよう、勤務環境の整備や職員の意識改革を進めます。 ○市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践に努めます。
多様な就労形態の普及促進	○フレックスタイム制や在宅ワークなど、仕事と家庭生活が両立しやすい多様な就労形態の普及に努めます。
母性健康管理についての事業所への周知	○母性健康管理体制についての情報提供、相談、支援を行い、母性保護・母性健康管理について、事業主への周知を図ります。

9 家庭生活における男女共同参画の推進

男性が参加できる各種教室や講座を開催するなど、男性自身の性別役割分担意識の見直しを図り、男女が家事や育児、家庭教育等を共に担う家庭づくりを推進します。

【取組の方針】

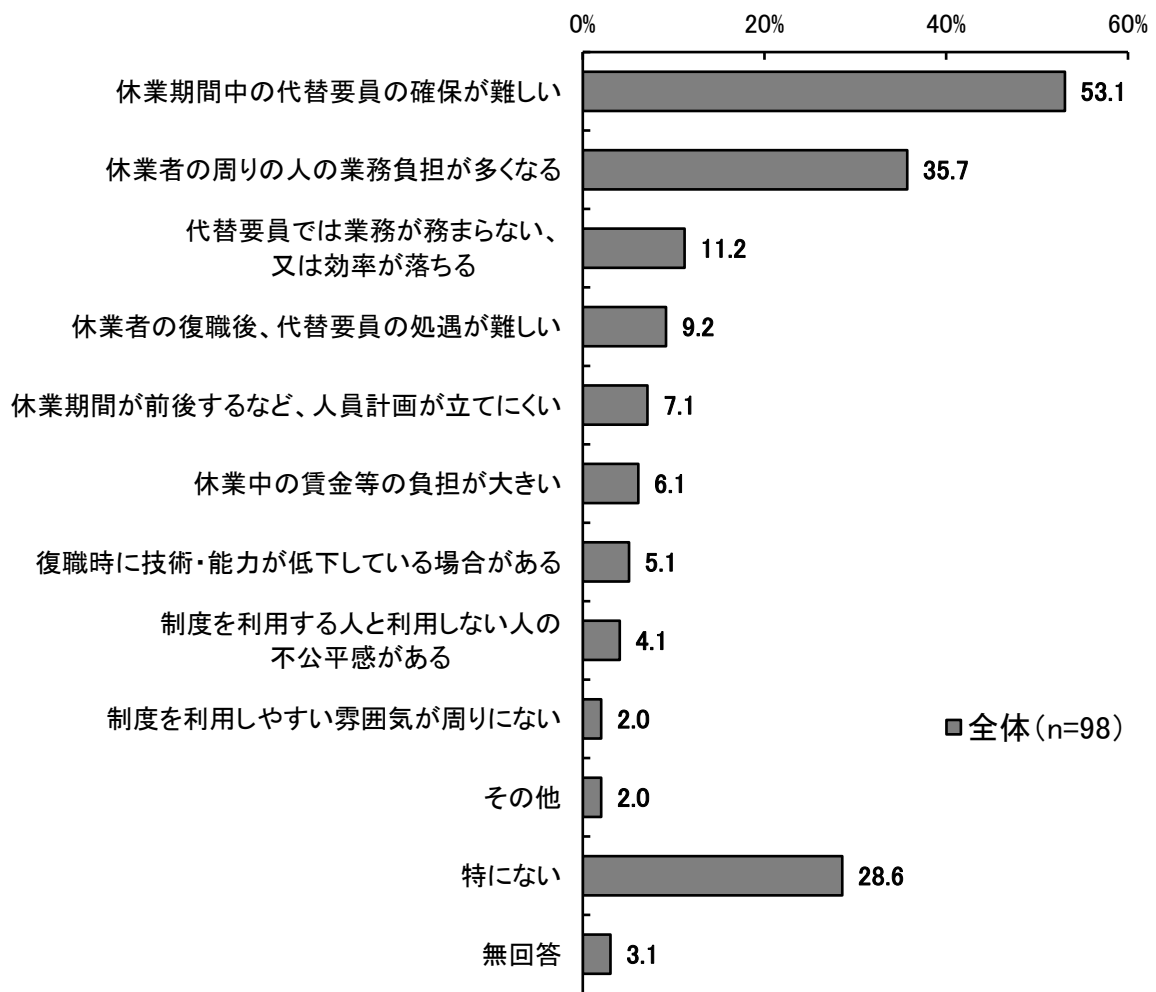
学習機会と情報の提供	○男女が対等に家庭の責任を果たしていけるよう、生涯学習活動などを通じた学習機会と情報の提供を進めます。
男性向けの育児・料理・介護教室等の開催	○家事に対する性別役割分担の解消をめざし、男性の家庭における家事への参加を促進するため、育児・料理・介護教室等を開催します。
男性の生活的自立の促進	○孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。
家庭教育の学習機会の充実	○学校・幼稚園・保育所から家庭へ、男女平等教育の取り組みを積極的に広報するとともに、PTA活動を通じて家庭教育に関する学習機会や学習情報を提供します。
学校等における消費者教育の推進	○関係機関と連携し、学校等における消費者教育の推進を図ります。

10 子育てや家族介護支援策の充実

子育て世代のニーズを把握し、必要とする人が必要とするサービスを受けられるようサービスの充実を図ります。また、子育てにかかる不安や負担の解消に向けて、交流の促進や相談機能の充実を図ります。介護が必要になった場合においても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、良質な介護サービスの提供を行うとともに、男性も介護へ参加できるように講習会等を開催し、介護する家族の負担を軽減するための介護支援の充実に努めます。

【図-18 育児休業・介護休業の定着化の課題】

・「休業期間中の代替要員の確保が難しい」の割合が 53.1%と最も高く、次いで「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」35.7%、「特にない」28.6%となっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（事業所用問15）

【取組の方針】

保育所等の整備・充実	○子育て中でも働き続けることができるよう、保育所等の整備・充実を図ります。
延長保育等の多様な保育サービスの充実	○仕事と子育ての両立や、安心して子育てができる環境を整備するため、延長保育等の多様な保育事業の充実に努めます。
放課後児童クラブの充実	○国・県の動向を踏まえ、放課後児童クラブの充実に努めます。
子育て支援環境の充実	○広報紙、市ホームページ、子育てハンドブック等により、子育てに関するさまざまな情報を提供します。 ○ファミリー・サポート・センターの運営により、仕事と育児の両立を行い、地域の支え合いによる子育て支援を推進します。
託児付き講座・講演会等	○子育て中の男女の学習機会の充実を図るため、各種講座、講演会を託児付きにするよう努めます。
子育てに関する相談体制の充実	○子育てに関するきめ細やかな相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。 ○子育て支援センターにおいて、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ります。
介護支援体制の充実	○住み慣れた地域で高齢者が暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。
在宅介護者への支援の充実	○高齢者や障がい者等を在宅で介護している人に対し、その負担を軽減できるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。
介護に関する情報提供の充実	○仕事と介護が両立できるよう相談窓口としての地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護サービスの利用について普及啓発を行います。
介護等への男性の参画促進	○介護等について男女が協力して共に担うことができるよう、男性の参画を推進する講座や講習会などを開催し、意識の改革と知識の習得に努めます。
障がい者自立等支援	○障がい者や障がい児の保護者、または介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護等の援助を行うことにより、自立した社会生活を営むことができるよう支援します。

主要課題4 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女が共に暮らしやすい豊かなまちを築いていくためには、市民の半数を占める女性の能力と活力を社会に生かしていくことが重要です。しかし、女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定の場への女性の参画はまだ十分とはいえません。

アンケート調査結果では、女性の意見が「十分反映されている」と回答した割合は1.9%、「ある程度反映されている」(26.9%)と合わせた『反映されている』と感じている割合は28.8%で、「ほとんど反映されていない」と「あまり反映されていない」を合わせた『反映されていない』の割合を上回っており、女性の意見が『反映されている』と感じる方が多くなっていますが、前回調査よりは減少している状況です。(図-19)

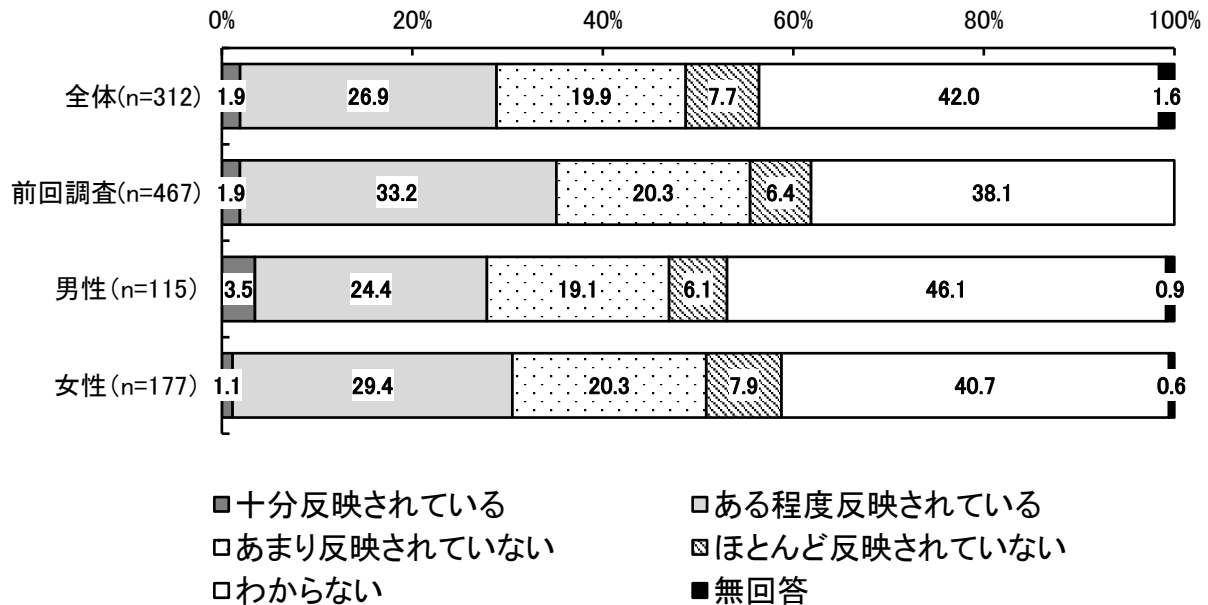
重要な政策や方針決定の場への参加がまだ少ない理由は、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」、「長時間労働の改善が十分ではないこと」、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」などさまざまです。(図-20)

女性がもっと役職や公職に就いたほうがいいとの意見は、全ての役職・公職について、半数以上の人々が「女性がもっと就いた方がよい」と感じています。特に「国、県、市町村の議会議員」、「県や市町の審議会委員」、「知事や市町村長」といった政治の場では、6割を超えています。(図-21)

女性の意見が政策に『反映されている』と感じる方が多くなっていますが、市民全体へのもう一步意識を高めるような啓発活動が必要であるとともに、女性自身の意識の啓発や、女性が政策や方針決定の場へ参画しやすい環境づくりが必要となっています。政策や方針決定の場への女性の参画を増やすためには、市が率先して女性の登用拡大に向けた取り組みを推進し、併せてあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるよう、企業等への働きかけを行う必要があります。

【図-19 阿波市の政策に女性の意見や考え方が反映されているか】

・『反映されている』（「十分反映されている」と「ある程度反映されている」の合計）の割合が28.8%、『反映されていない』（「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」の合計）の割合が27.6%となっています。
 ・前回調査と比較すると、「ある程度反映されている」が6.3ポイント減少しています。

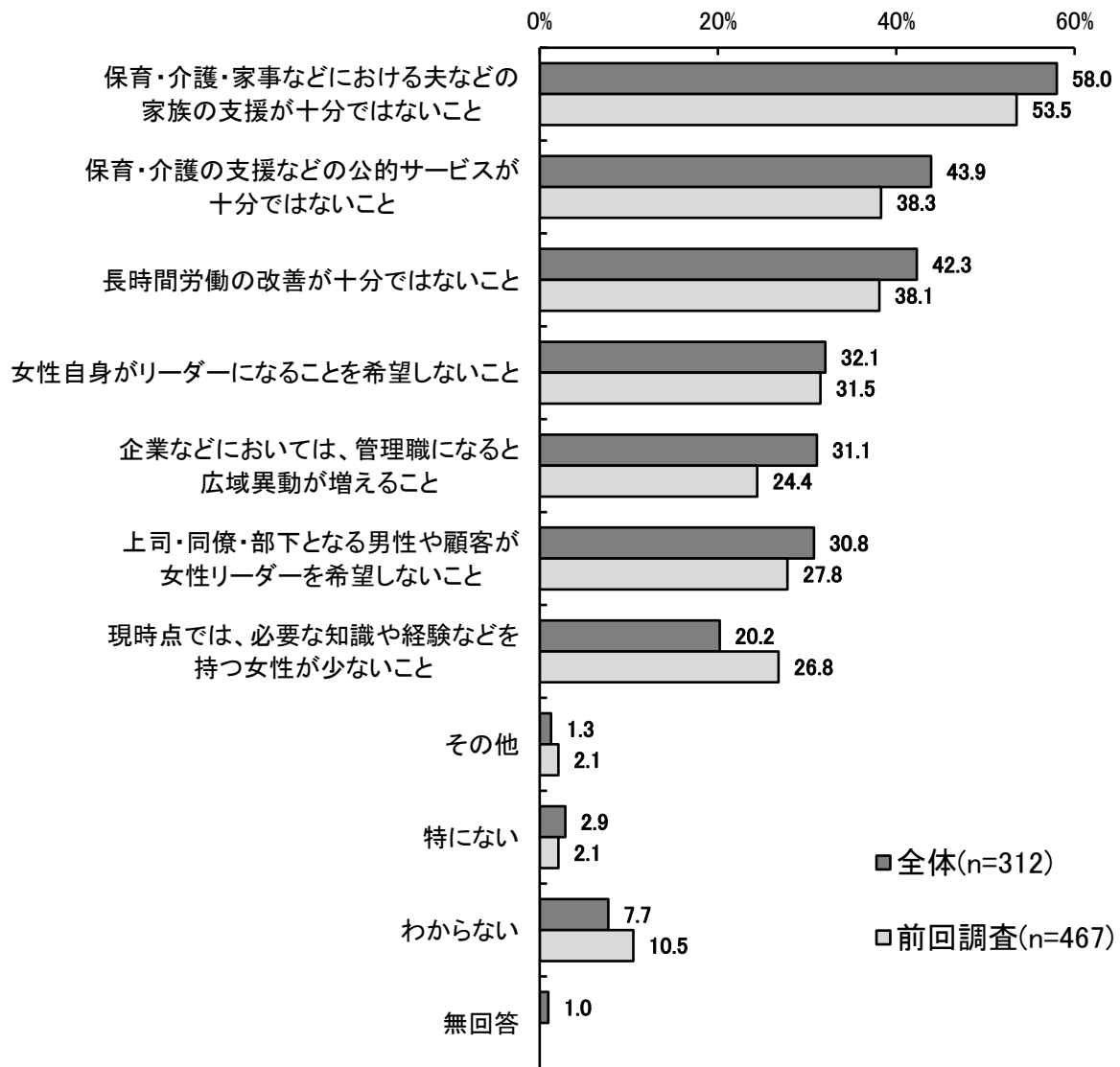


出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問7）

【図-20 重要な政策や方針決定の場へ女性の参加が少ないこと】

・「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が 58.0% と最も高く、次いで「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」43.9%、「長時間労働の改善が十分ではないこと」42.3%となっています。

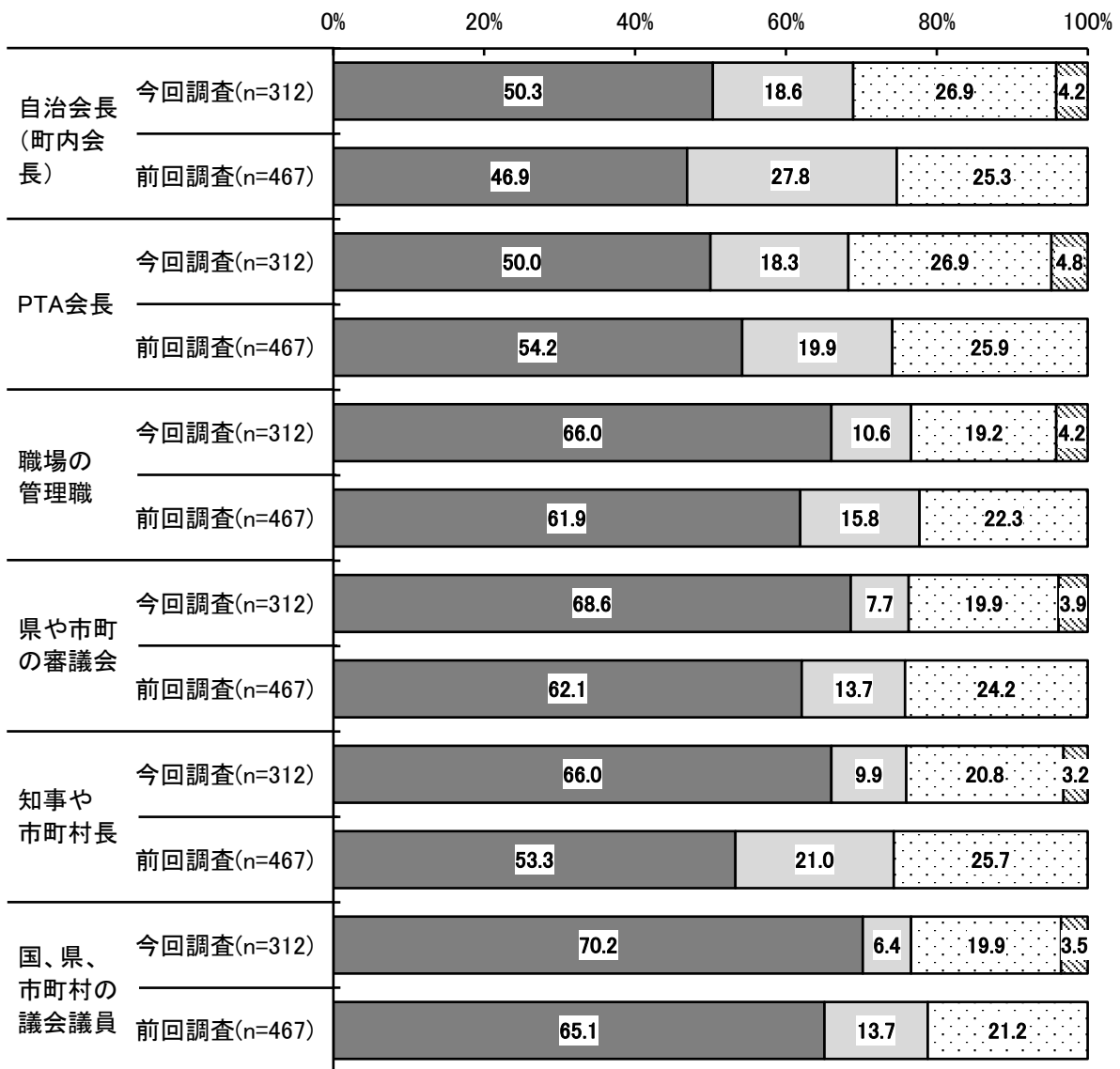
・前回調査と比較とすると、「企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること」が 6.7 ポイント増加し、「現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと」が 6.6 ポイント減少しています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問8）

【図-21 女性が役職や公職にもっと就いたほうがよいか】

・いずれの役職や公職について「そう思う」が50%以上となっています。特に、「国、県、市町村の議会議員」70.2%、「県や市町の審議会委員」68.6%と「そう思う」の割合が高くなっています。
 ・前回調査と比較すると、「知事や市町村長」で「そう思う」と答えた方が12.7ポイント増加しています。



■そう思う □そう思わない □わからない ▨無回答

出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問9）

11 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会等における政策や方針決定過程の場において、さまざまな立場の人が意思を表明することで、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながることから、さまざまな組織で男女がバランスよく参画し、活躍できるよう啓発を進めます。

【取組の方針】

審議会等における女性の参画拡大	○審議会等における女性委員の選任割合を高め、女性の参画拡大を図ります。
関係機関等への情報提供	○さまざまな分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう、各種関係機関・団体等に対し、積極的な情報提供を行います。
女性政策全般の推進	○計画を効果的に推進するため、関係各課の連携を図り、女性政策全般を推進します。
民間企業の女性管理職任用の促進	○民間企業の管理職など、政策方針決定の場への女性の参画促進に向けた情報提供や啓発などの働きかけを行います。

12 市職員の意識改革と男女共同参画の推進

女性の管理職登用を進め、市の政策に男女共同参画を推進する意義が明確に伝わるようにするとともに、男女共同参画の実現及び計画の推進について、職員の意識の高揚に努めます。

【取組の方針】

行政における男女共同参画の推進	○女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により女性職員の管理職登用を行うとともに、男性職員の育児休暇取得の促進、長時間勤務の抑制などワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境の整備を推進します。
職域の拡大	○市の組織において男女共同参画を推進するため、男女とも新たな職域への配置に努めます。
職員研修の充実	○市職員への男女共同参画に関する研修を行い、意識改革を行います。

13 女性リーダーの育成支援

地域活動や市民活動で活躍する女性を対象に、コミュニケーション能力等、リーダーに必要な力を獲得するための講座等、人材のネットワーク化を進めます。

【取組の方針】

女性に対する意識啓発とリーダーの育成	○女性自らの参画意欲の向上を図るため意識啓発を行うとともに、講座・セミナー等の開催により、女性のエンパワメントを促進し、リーダーとなる人材を養成します。
人材のネットワーク化と活動の促進	○男女共同参画に関する各種講座で育成された人材のネットワーク化を図り、地域での連携を生かした活動を促進します。

主要課題5 就業の分野における女性の活躍の実現

現状と課題

少子高齢化の進行や若年者の市外への流出などの影響で、若年就業者数が減少する中で、女性の労働力がますます重要となっています。女性自身も就業意欲が高まり、就業継続や再就職を希望する女性が増え、これまで男性の多かった職場への進出など、女性自身の就業ニーズにも変化がみられます。

アンケート調査結果では、女性の就労に関する考えとして、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と考えている割合が64.7%を占めています。前回調査との比較では、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が8.2ポイント増加、「子どもができたなら退職して、子どもが成長したら再び仕事に就く方がよい」が9.6ポイント減少しており、『出産に関わらず仕事を継続する派』が主流になっています。(図-22)

就業環境の向上については、「昇進や昇格」、「賃金・昇給」では前回調査より低くなっているものの依然、男性優遇となっており(図-23)、就業や賃金・待遇のみならず、ハラスメントの防止対策(図-24・図-25)など、男女が共に働き続けやすい環境の整備も重要な課題です。

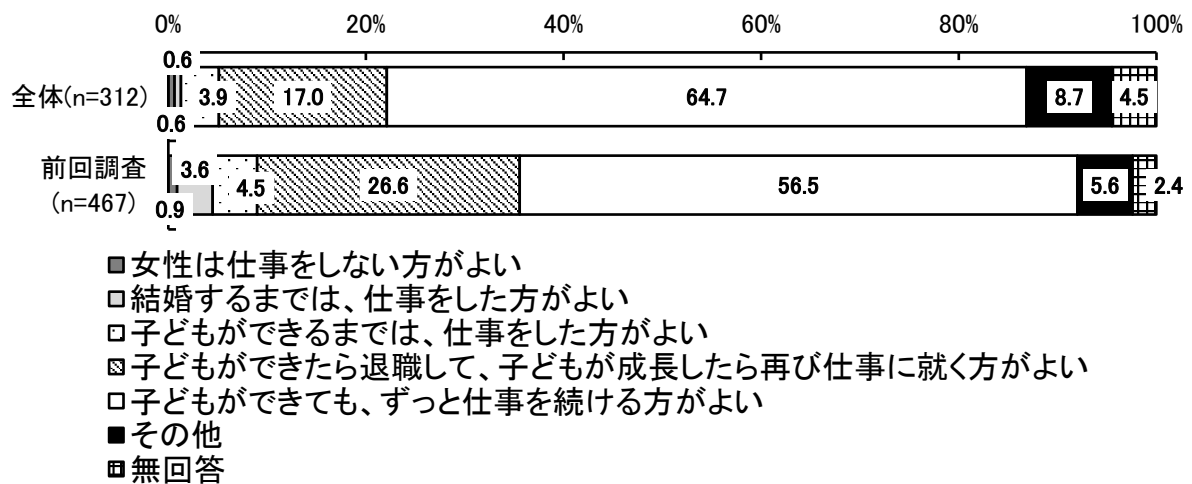
また、本市は第1次産業の就業者比率が30.9%で県平均を大きく上回っているように、農業が盛んな地域です。農業分野においては、従事者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性従事者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかし、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主、女性が家族従事者などといった、女性が農業の補助的な立場にある実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進の障がいとなっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するなど、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

あらゆるメディアで取り上げられる機会が多いため、セクシュアル・ハラスメントもパワー・ハラスメントも「一般的な知識として知っている」人が多く、広く認知されています。また、「自分が直接経験したことがある」、「自分のまわりに経験した人がいる」の割合はセクシュアル・ハラスメントよりパワー・ハラスメントの方が多く、またいずれも女性の方が経験した割合が高くなっています。

【図-22 女性の就労に関する考え】

・「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が 64.7%と最も高く、次いで「子どもができたなら退職して、子どもが成長したら再び仕事に就く方がよい」17.0%となっています。

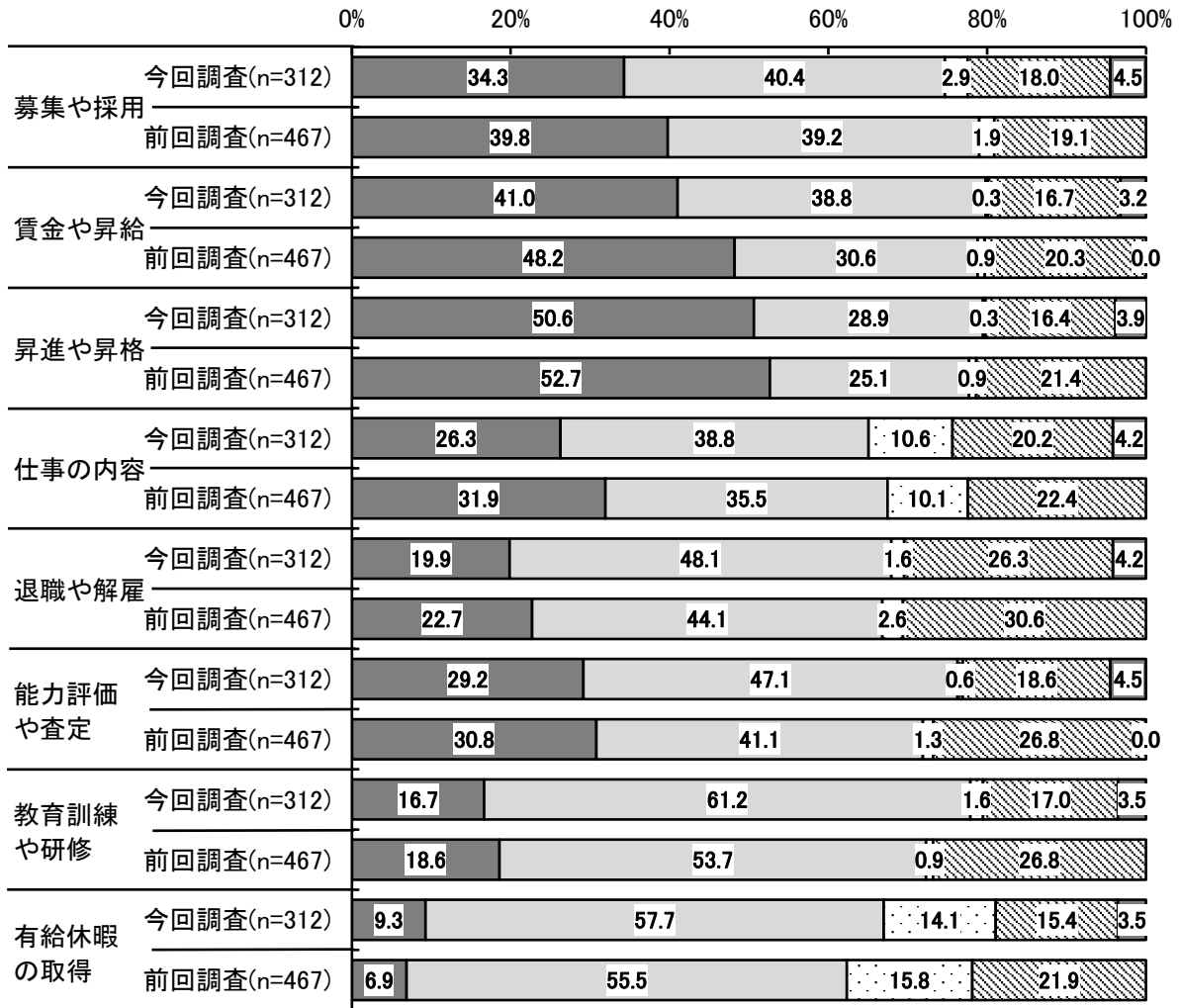
・前回調査と比較すると、「子どもができたなら退職して、子どもが成長したら再び仕事に就く方がよい」が 9.6 ポイント減少し、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が 8.2 ポイント増加しています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問10）

【図-23 職場での男女の扱いの平等】

・「昇進や昇格」を除いた項目において、約40%以上が「ほぼ平等になっている」となっています。特に「教育訓練や研修」61.2%、「有給休暇の取得」57.7%と「ほぼ平等になっている」の割合が高くなっています。
 ・男性の優遇についてみると、「昇進や昇格」50.6%、「賃金や昇給」41.0%、「募集や採用」34.3%と割合が高くなっています。



- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ほぼ平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

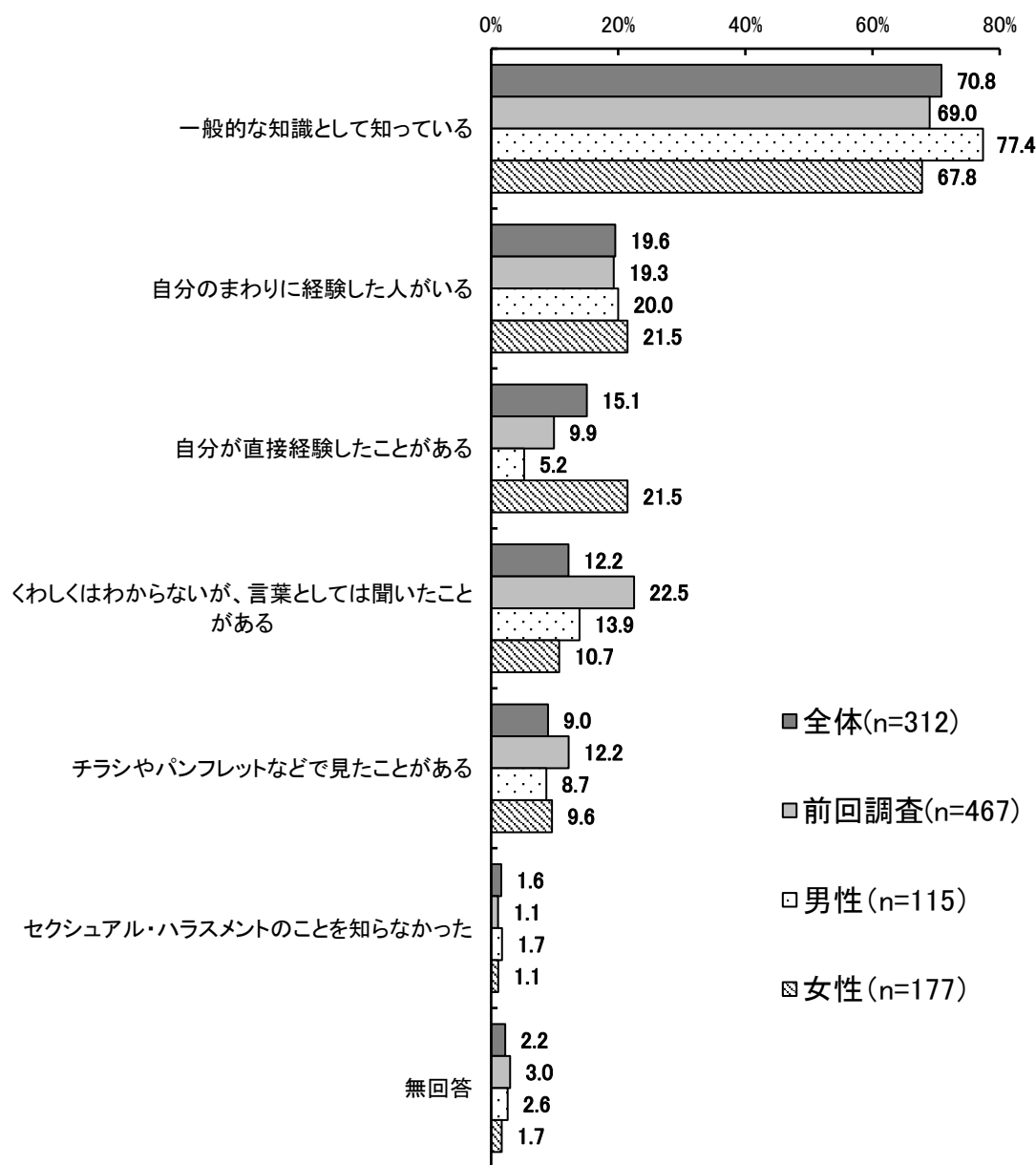
出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問11）

【図-24 身近でセクシュアル・ハラスメントの経験】

・「一般的な知識として知っている」が70.8%と最も高く、次いで「自分のまわりに経験した人がある」19.6%、「自分が直接経験したことがある」15.1%となっています。

・前回調査と比較すると、「くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある」が10.3ポイント減少しています。

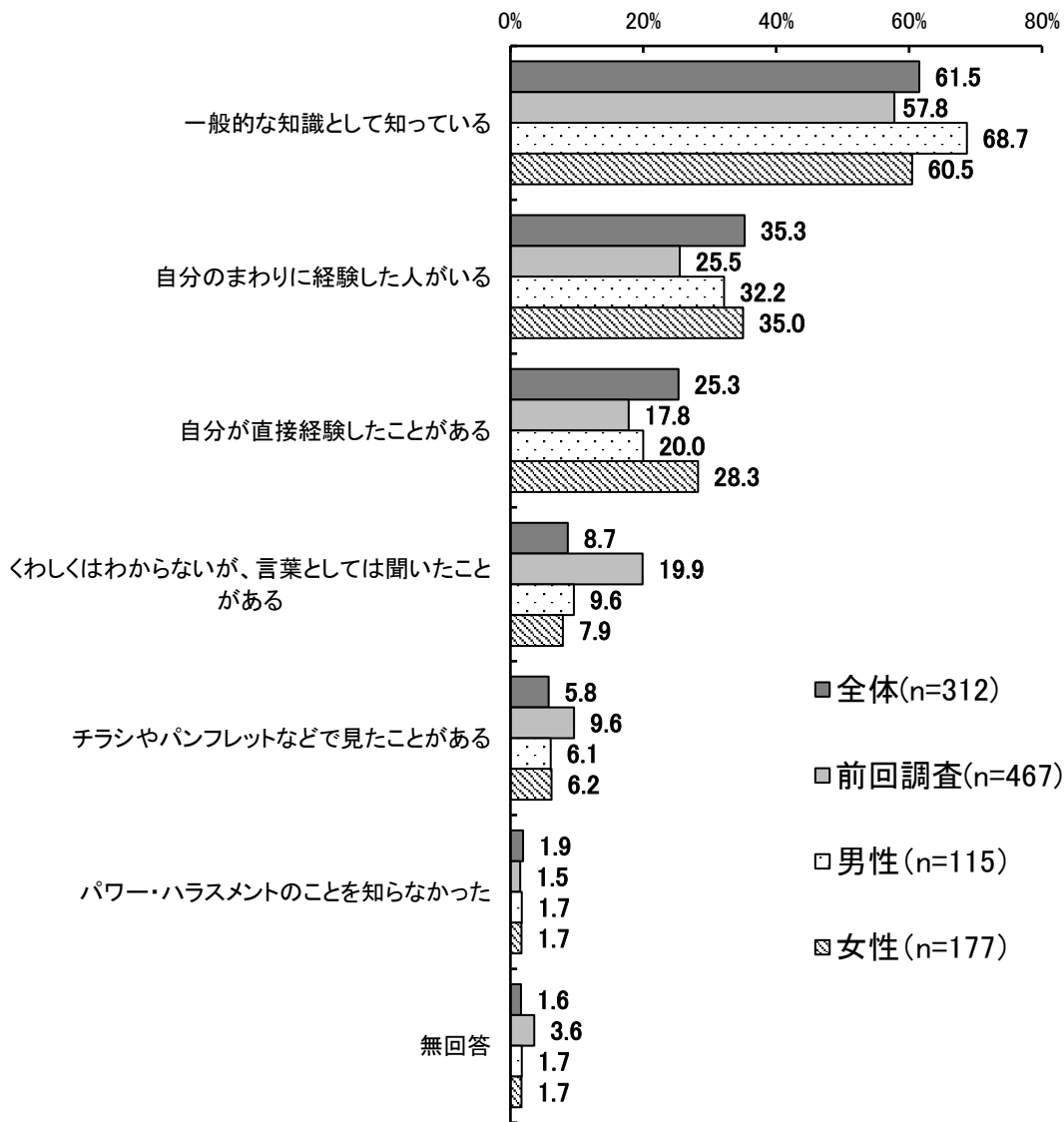
・「自分が直接経験したことがある」は女性が21.5%で、セクシュアル・ハラスメントの被害は女性が多くなっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問15）

【図-25 身近でパワー・ハラスメントの経験】

- ・「一般的な知識として知っている」が 61.5%と最も高く、次いで「自分のまわりに経験した人がいる」35.3%、「自分が直接経験したことがある」25.3%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある」が 11.2 ポイント減少し、「自分のまわりに経験した人がいる」が 9.8 ポイント増加しています。
- ・「自分が直接経験したことがある」は女性が 28.3%で、パワー・ハラスメントの被害は女性が多くなっています。



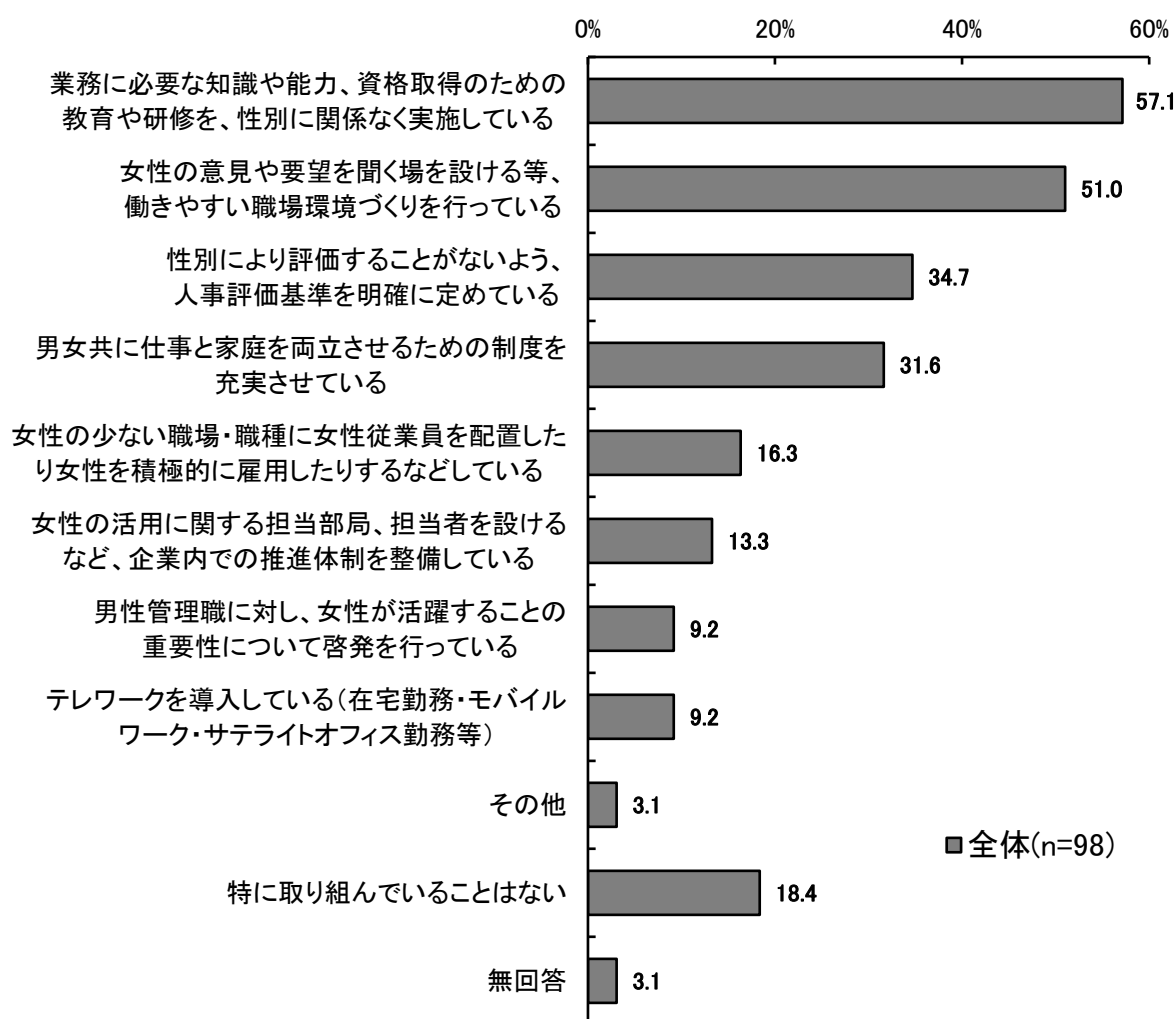
出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問16）

14 雇用の場における男女共同参画の推進

雇用の分野における男女均等な環境整備を実現し、安心して働き続けることができる社会を実現するためには、法律や制度等の情報提供や就労支援が必要です。また、事業主や雇用主に対しても、育児や介護等の支援など、就労環境の整備に向けた情報提供や施策を展開します。

【図-26 女性従業員の活躍推進に向けた取り組み】

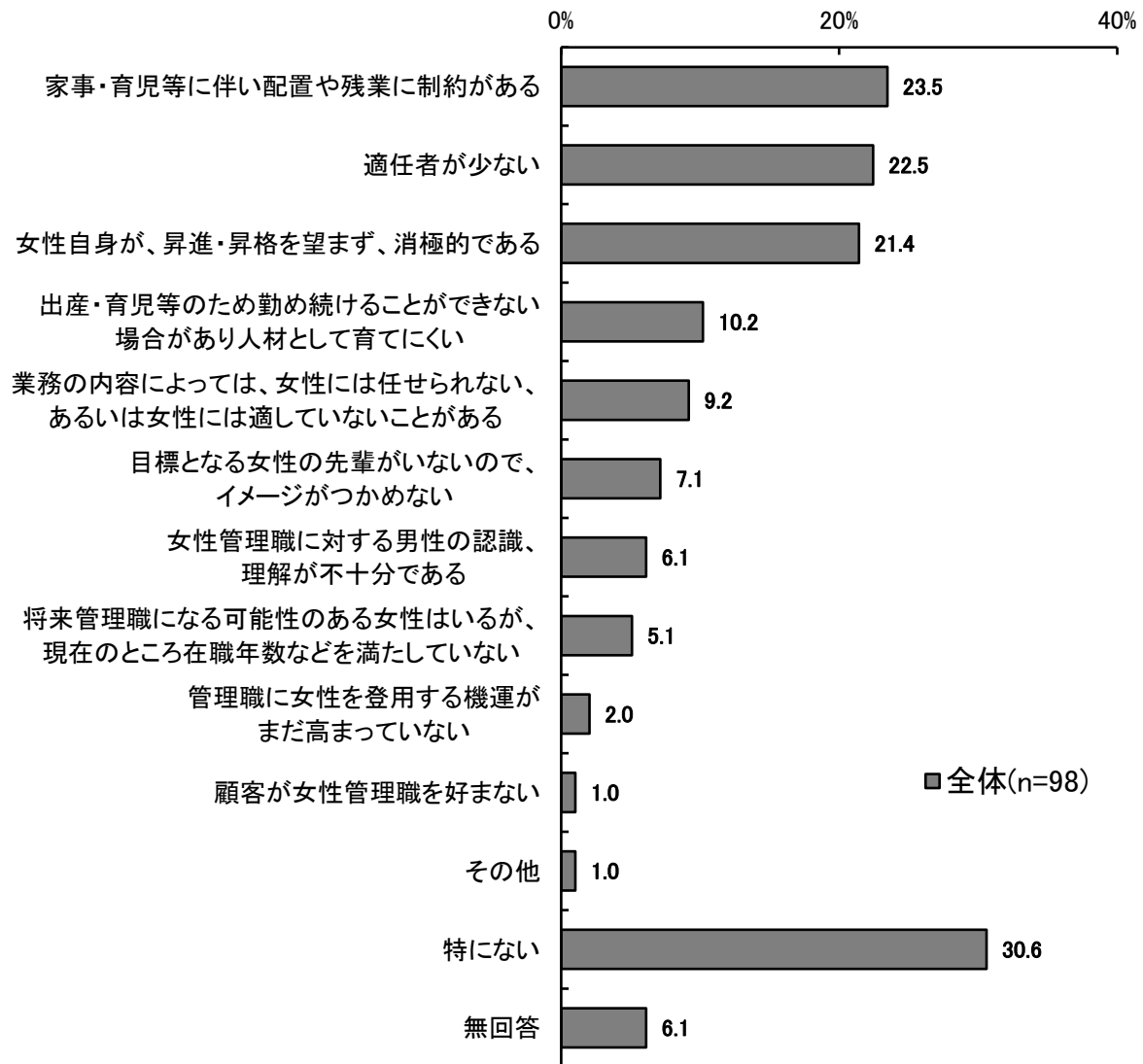
・「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している」の割合が57.1%と最も高く、次いで「女性の意見や要望を聞く場を設ける等、働きやすい職場環境づくりを行っている」51.0%、「性別により評価することがないよう、人事評価基準を明確に定めている」34.7%となっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（事業所用問7）

【図-27 女性管理職登用の課題】

・「家事・育児等に伴い配置や残業に制約がある」の割合が 23.5%と最も高く、次いで「適任者が少ない」22.5%、「女性自身が、昇進・昇格を望まず、消極的である」21.4%となっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（事業所用問9）

【取組の方針】

男女雇用機会均等法等の周知・啓発	○職場において、男女がその意欲・能力に応じて均等な待遇を受けられるよう、事業主、労働者及び関係団体等に対して、男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図ります。
労働に関する相談事業の充実	○職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。
職場での男女共同参画に関する研修等の促進	○職場での男女共同参画に関する研修等の実施について働きかけを行います。
中小企業の活性化促進	○男女共同参画の推進を通じて、地域の中小企業の活性化を促進します。
研修会等への参加促進	○雇用主、従業員双方に男女雇用機会均等法、法制度についての周知を図るとともに、研修会等への参加を促進します。
研修機会の平準化	○性別にかかわらず研修の機会を平等に確保し、男女が共に研修を受けられるよう働きかけます。
女性の多様な就労形態に応じた相談支援	○フルタイム・パートタイム・家内労働者など、さまざまな形態で働く女性の地位や労働条件向上などのために、関係機関と連携を図りながら相談に対応します。
短時間勤務制度の導入等による労働条件の整備	○短時間勤務制度の導入など、多様な働き方を促進するとともに、労働条件の整備を図ります。
パートタイム労働者等への処遇改善	○パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇や、労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。

15 女性のチャレンジ支援

性別によって差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、再就職や起業、能力向上について、関係機関と連携した情報提供を行います。

【取組の方針】

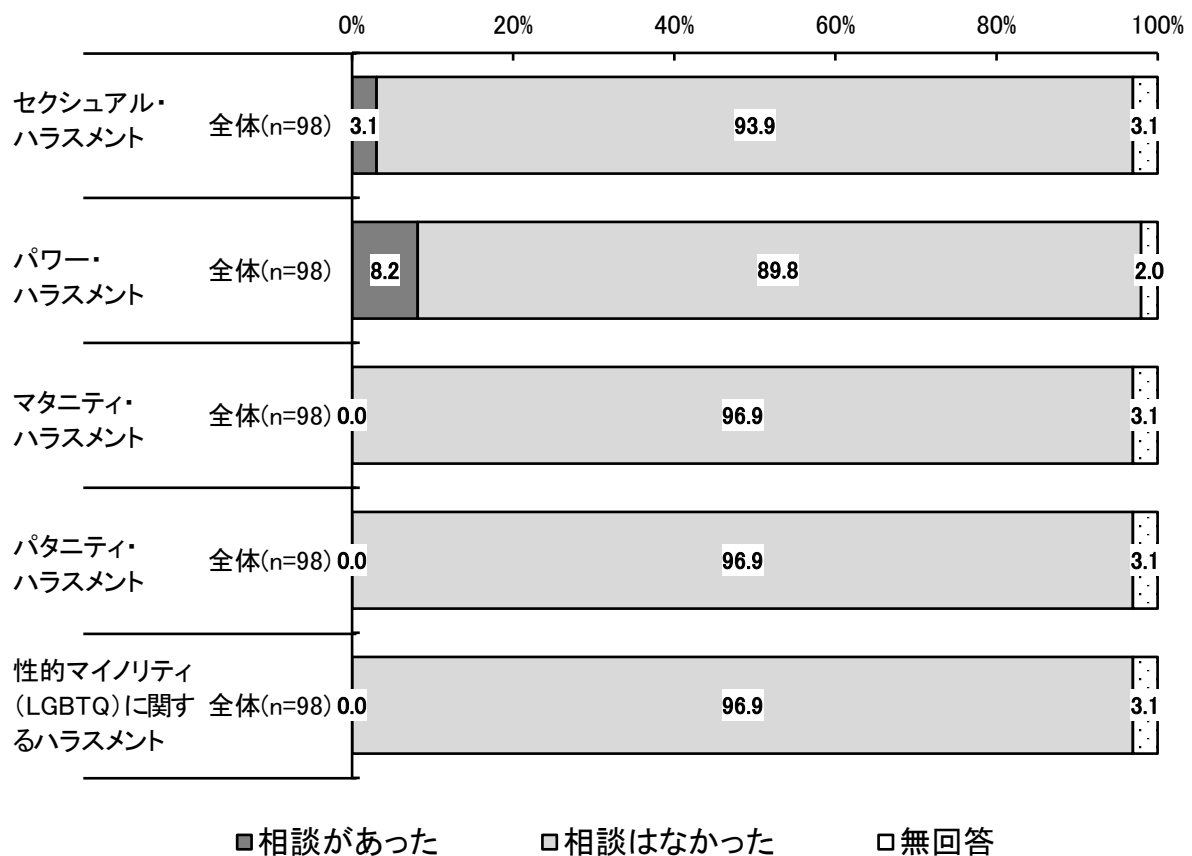
女性の就業継続等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就労・再就職・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。 ○ハローワークと連携し、再就職に必要な能力や資格等を取得するための情報を収集・提供します。
女性起業家に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○起業をめざす女性に対して、情報提供や相談、能力開発に努めます。
女性グループへの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな女性グループの活動を支援します。
女性活躍推進のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の活躍を応援する意識啓発のための講演会や講座を開催します。

16 ハラスメント等防止対策の推進

地域における女性の参画や登用を促し、ジェンダーの視点をもって、地域の実情に応じた担い手や活動のリーダー育成の支援を行います。

【図-28 直近3年間でのハラスメントの相談】

・「相談はなかった」の割合が全ての項目において約9割となっています。「相談があった」の割合は「パワー・ハラスメント」で8.2%、「セクシュアル・ハラスメント」で3.1%となっています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（事業所用問23）

【取組の方針】

啓発・広報・労働相談体制の充実	○職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを未然に防止するための啓発・広報・労働相談体制の充実を図ります。
相談体制と関係機関との連携	○ハラスメント等に関する相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
研修や啓発の促進	○民間企業や市民にパンフレットを配布して、性別による格差のない職場づくり、均等な就労機会の確保、職場におけるハラスメントの防止に向けての研修及び啓発を促進します。

17 農業・家族従業者等における男女共同参画の推進

農業分野の担い手の減少を防ぐためにも、労働条件の明確化を図り、家族経営協定の締結を進めるなど、ともにそれぞれの持てる力を十分に発揮し、評価され、女性の意見が生産や経営の場に反映されるように、意識改革の促進と就労環境の向上を図ります。

【取組の方針】

「農山漁村女性の日」の啓発	○「農山漁村女性の日」(3月10日)の啓発活動などを通じて、農業・家族従業等の分野における、男女共同参画社会の形成をめざします。
農業経営等における男女共同参画の促進	○農業等における女性の経済的自立を支援するため、家族経営協定の締結等を促進するとともに、経営管理能力等の向上を図り、農業経営等における男女共同参画の促進を図ります。
農業等関連団体の方針決定の場への女性の参画促進	○農業等関連団体の方針決定の場への女性の参画を促進します。
農業等への女性参画による活性化支援	○農業等の担い手として、積極的に女性の参画を図り、農村地域の活性化を支援します。
女性農業者等への経営改善支援	○女性農業者や青年農業者の経営改善支援や、生産意欲の向上を図ります。
女性リーダーのネットワーク化の促進	○農業・家族従業等の分野における、女性リーダー・女性組織の自主的で意欲的な活動を支援するとともに、研修や情報交換の場づくりを通してネットワーク化を促進します。
食育の推進	○「阿波市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、男女を問わず、食に関するさまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。

主要課題6 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女が共に協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。少子高齢化の進行とともに、地域の抱える課題は多様化・複雑化しており、地域住民が主体的に防災・防犯等の安全対策や一人暮らし高齢者生活支援等の課題解決に取り組めるよう、自治会（町内会）をはじめとした地域の各団体が連携し、それぞれが力を発揮していくことが求められています。

アンケート調査結果では、地域活動への参加は「自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会などの活動」が中心となっており、女性の方が男性よりも地域活動の参加が少なくなっています。（図-29）

地域活動における男女間の格差は「会議や行事などで女性が飲食の世話や後片づけをすることが多い」の割合が高くなっています。（図-30）

女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」が最も多くなっており、女性自身が役職に就くことに抵抗を感じているケースも多いものと考えられます。（図-31）

男女共同参画の視点に配慮して取り組むべき防災・災害復興対策は「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干場など）」の割合が最も高くなっています。女性の意見では、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」、「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦などへのサポート体制）」が求められています。（図-32）

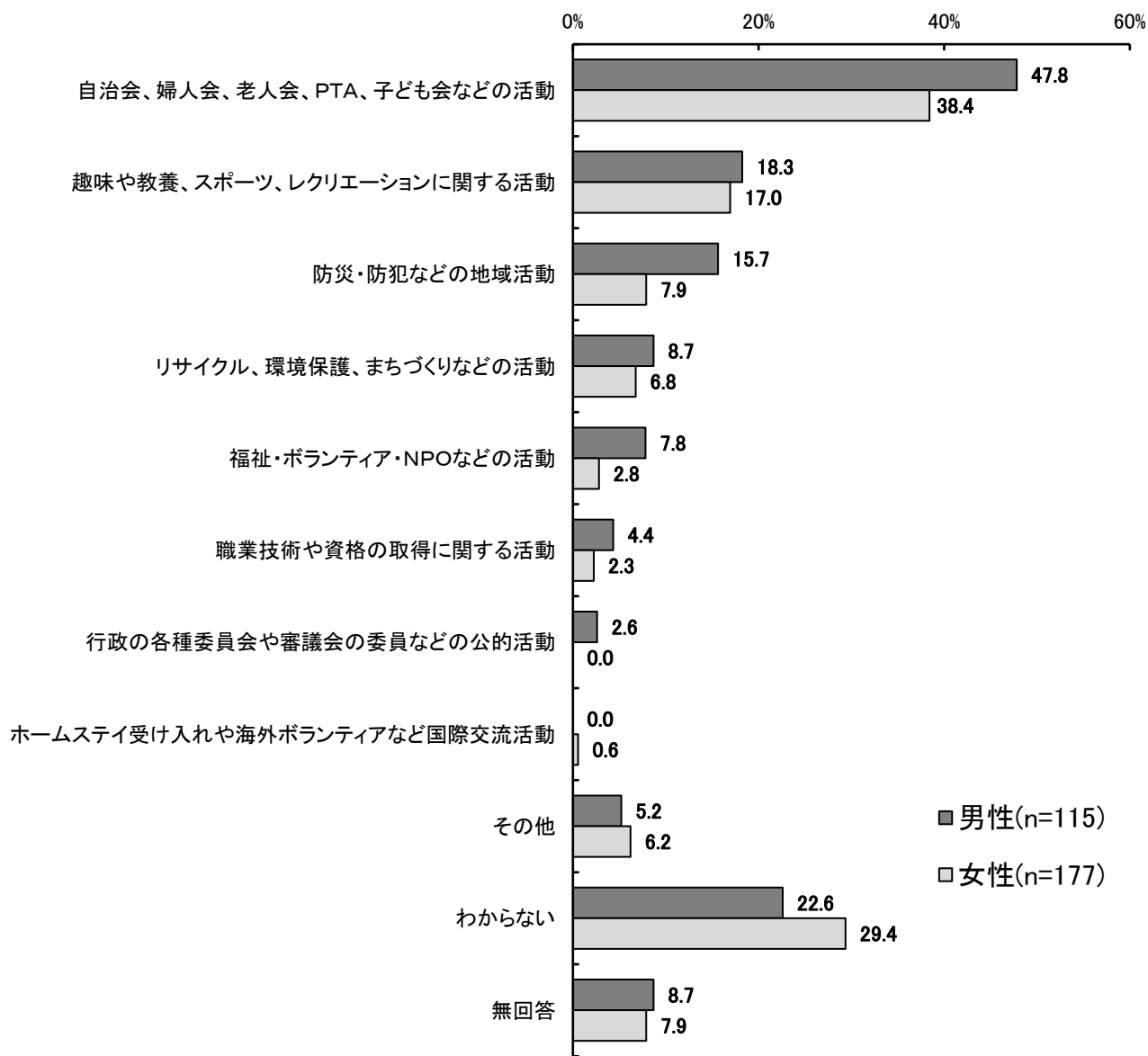
地域の安全・安心という見地からも、東日本大震災、熊本大地震、西日本豪雨等の教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行う必要があります。

男女共同参画の実現は世界共通の課題であることから、その形成に向けた我が国の取り組みは、国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を持ち、進められてきました。あらゆる分野におけるグローバル化の進展に対応するためには、身近な場での国際交流等を通じて、相互理解や友好親善を深めることが重要です。そのため、国際社会における課題やその取り組みについて理解を深められるよう、国際交流活動の周知や情報提供を積極的に行うことが必要です。

外国人住民は、日本語のコミュニケーションが取りにくいこともあり、生活に必要な情報が得られないだけでなく、家庭生活や子育てにおける慣習の違いに戸惑うことなく、安心した生活が送れるように情報の提供が必要です。

【図-29 地域活動への参加状況】

- ・「自治会、婦人会、老人会、PTA、子ども会などの活動」が最も高く、次いで「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動」、「防災・防犯などの地域活動」となっています。
- ・地域活動は、女性の方が参加している割合が低くなっています。

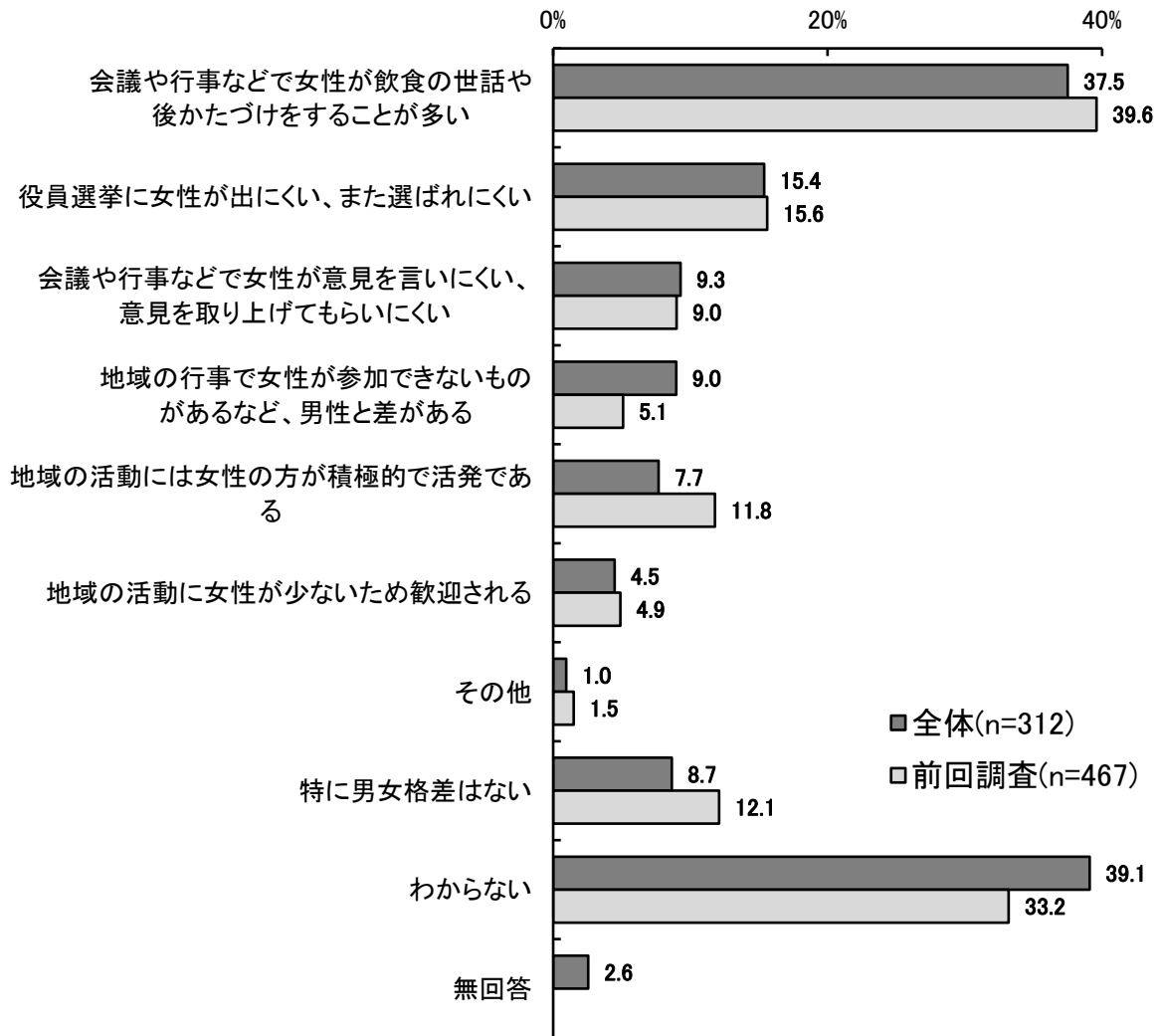


出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問24）

【図-30 地域活動における男女間の格差】

・「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」が37.5%と最も高く、次いで「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」15.4%、「会議や行事などで女性が意見を言いにくい、意見を取り上げてもらいにくい」9.3%となっています。

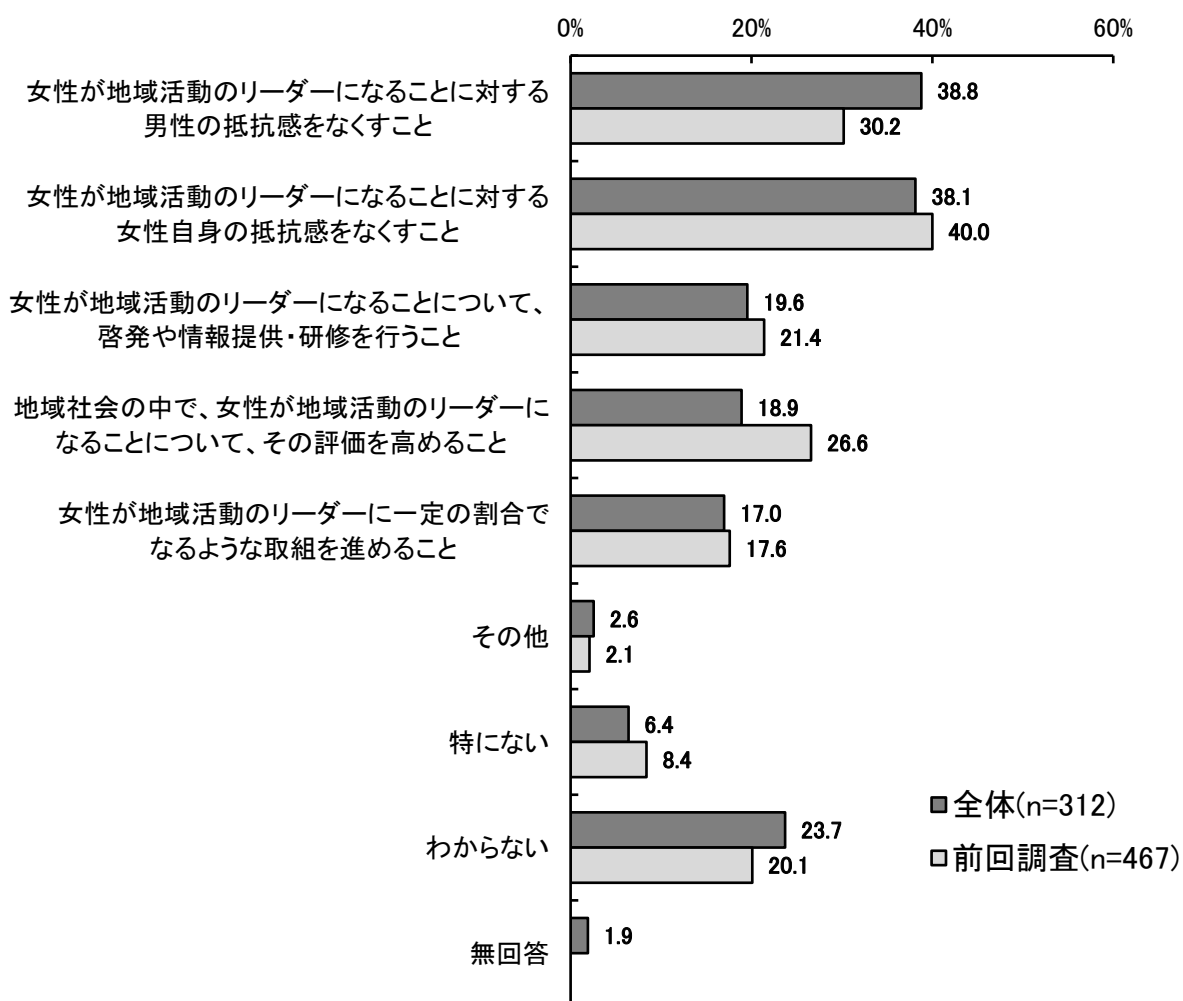
・前回調査と比較すると、「地域の活動には女性の方が積極的で活発である」が4.1ポイント減少しています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問25）

【図-31 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと】

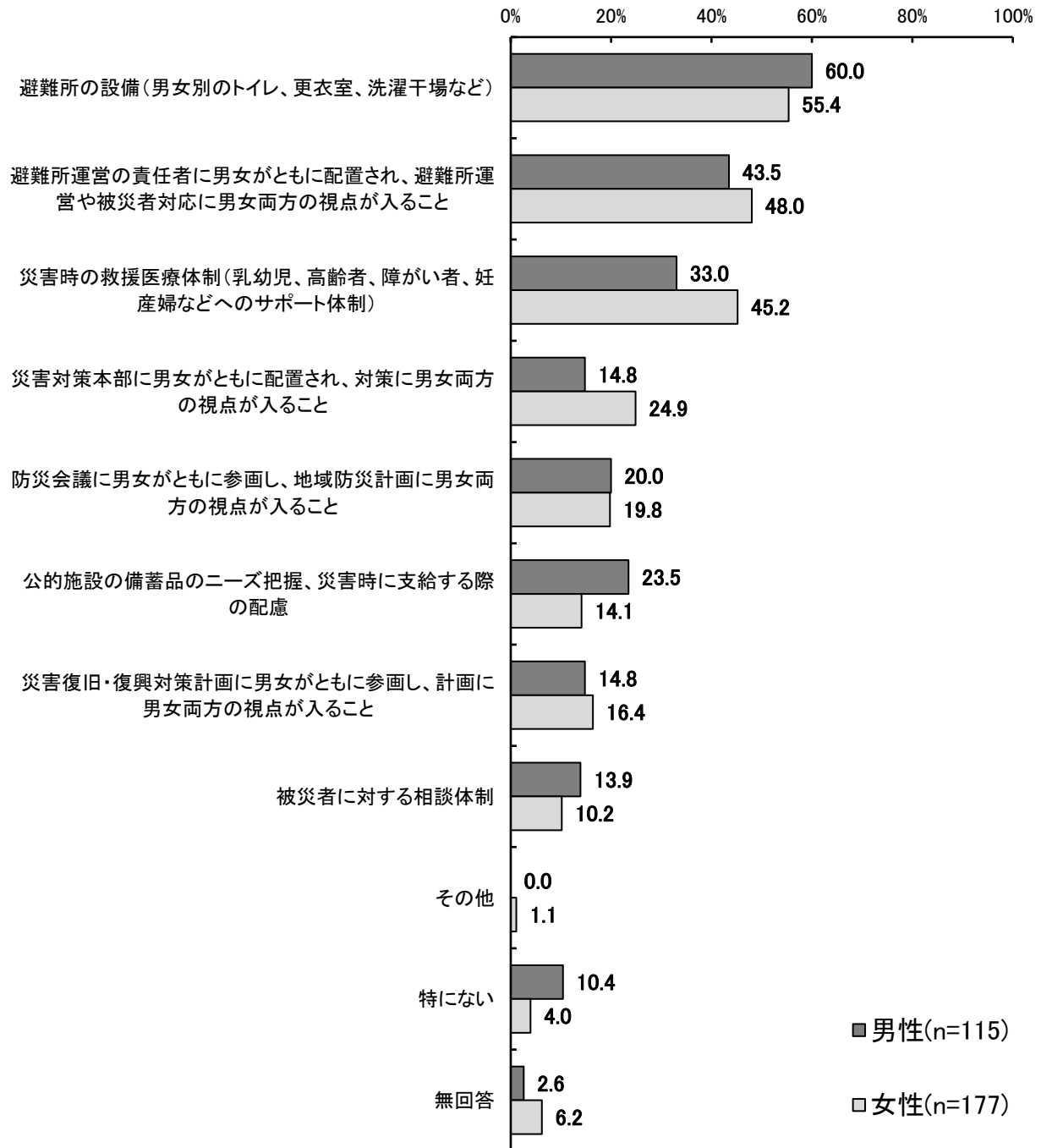
- ・「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が38.8%と最も高く、次いで「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」38.1%、「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」19.6%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が8.6ポイント増加し、「地域社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること」が7.7ポイント減少しています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問26）

【図-32 男女共同参画の視点で防災・災害対策で必要なこと】

・「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干場など）」の割合が最も高くなっています。女性の意見では、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」、「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦などへのサポート体制）」が求められています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問41）

取り組みの方向

18 地域活動等における男女共同参画の推進

地域における女性の参画や登用を促し、ジェンダーの視点をもって、地域の実情に応じた担い手や活動のリーダー育成の支援を行い、女性の視点を生かしたまちづくりを進めます。

【取組の方針】

地域における方針決定過程への女性の参画拡大	○各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるように、役員への女性の登用促進に向けた啓発を行います。
まちづくりへの参加支援	○男女の地域おこし、まちづくりへの参画を支援するため、NPOや関係機関と連携し、情報提供を行います。
地域活性化に向けた男女共同参画の推進	○地域おこし、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、人材育成や学習機会の提供に努めます。 ○活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターを育成します。
女性の視点を生かしたまちづくりの推進	○まちづくりのための計画づくりに、女性の視点を生かす機会を充実し、計画に反映させます。

19 ボランティア活動の支援

地域の中には、高齢者のひとり暮らし、ひとり親家庭、障がいのある人等、多様な世帯が暮らしています。様々な背景を持つ人々が等しく安心・安全に暮らせるよう、お互い相談し合える・支え合える地域づくりを進めるため、女性をはじめ、経験豊かなシニア等へボランティア参加機会の提供やボランティア人材育成等の取り組みを進めます。

【取組の方針】

ボランティアやNPOへの活動支援	○ボランティアやNPO等の活動に男女ともに参加でき、知識や技能を生かせるよう活動を支援します。
地域に応じた学習機会の提供	○男女が自主的・主体的に地域活動やボランティアに参加できるように、地域の実情に応じたさまざまな学習機会を提供します。
生涯学習ボランティアの育成	○生涯学習の進展を担う生涯学習ボランティアの育成を図り、ボランティアとして活動できる団体の育成を行います。
NPO・ボランティア団体の把握と活動支援	○NPO、ボランティア団体の把握に努め、積極的に地域社会へ貢献できる活動を支援します。
アクティブシニアへの働きかけ	○定年を迎えて、生活拠点が地域へと移行した人や、元気な高齢者等にボランティア団体の活動を紹介する機会を設け、参加を呼び掛けるとともに、身近な地域でのボランティア体験事業を実施します。

20 防災・減災・防犯等における男女共同参画の推進

女性と男性で災害時に直面する困難に違いがあることから、防災に関する啓発や防災訓練、避難所の設置・運用において、男女共同参画の視点に立って取り組みを進めます。

【取組の方針】

防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進	○各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進することで、さまざまな立場の人のニーズに配慮するよう努めます。 ○防災会議において、女性委員の参画促進に努めます。
地域防災力の向上と女性リーダーの育成	○男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催や、女性防災リーダーの育成など、男女が共同して地域防災力の向上に取り組むよう支援します。
防災現場への女性職員の積極的登用	○消防職員について、防災の現場に女性職員が配置されるよう、採用・登用の段階も含めて指導します。またその職業能力の向上についても配慮します。
消防団における女性の活躍促進	○消防団における女性の活躍を促進します。
防災活動等における男女共同参画の促進	○地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るための体制づくりをはじめ、災害時の応急体制、復旧体制において、男女共同参画の視点を取り入れた活動を展開します。
地域防災力の向上と男女共同参画の推進	○住民の防災・減災意識を高めるための啓発・広報活動や、地域における自主防災組織等の育成を通じて、地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動における男女共同参画を推進します。
安全・安心なまちづくりの推進（再掲）	○県・関係機関や地域住民などと連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心なまちづくりをより一層推進します。

21 国際化に対応した地域づくり

外国人住民は、日本語のコミュニケーションが取りにくいこともあり、生活に必要な情報が得られにくいだけでなく、家庭生活や子育てにおける慣習の違いに戸惑うことなく、安心した生活が送れるように情報の提供や相談体制の構築に取り組めます。また、交流活動を進め、地域でコミュニケーションづくりを進めます。

【取組の方針】

外国人が暮らしやすい地域づくり	○市内在住の外国人が暮らしやすく、人権が守られ、男女共同参画の実現された地域づくりを推進します。
地域の外国人との交流の推進	○住民と市内在住外国人との相互理解を深め、国際感覚を高めるためのコミュニケーションづくりを推進します。
学校等における国際理解教育の充実	○学校教育のみならず、社会教育のさまざまな場においても、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育・啓発の充実を図ります。 ○地域に住む外国人と交流する機会を設け、その国の文化や歴史等を知らせることで異文化に対する理解を深めます。
市民国際交流諸団体との交流促進	○市民国際交流諸団体の育成・支援を行う上で、交流会・講演会の共同開催などを進めます。
相談体制の充実	○外国人に係る人権問題の解決を図るため、法務局、人権擁護委員等の関係機関と連携を図り、人権相談に積極的に取り組むとともに、人権侵害を受けたとする人が利用しやすい相談体制の充実に努めます。 ○学校、日本語指導者等、子どもたちに関わる関係者が連携して、外国にルーツを持つ子どもたちが勉強しやすい、生活しやすい環境づくりを推進します。 ○外国人が暮らしやすい地域づくりを実現することを目的に活動する阿波市国際交流の会を紹介するなど、相互支援ができる環境整備に努めます。

主要課題7 生涯を通じた心身の健康づくり

現状と課題

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女それぞれが性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。男女それぞれが直面する健康上の問題に関する性差について正しく理解することは、互いの安心な暮らしにもつながります。生涯を通じて健康に生きることは、人々の共通の願いですが、特に女性の場合は男性に比べ、妊娠や出産、思春期・更年期等のライフステージごとの心身の状況や生活の変化も大きく、健康づくりには十分に留意する必要があります。

働く女性の増加や出産年齢の高齢化など、女性の健康を取り巻く環境の変化がみられる中、安心して子どもを産み育てるための健康面への支援はますます重要になってきます。また、女性特有の健康問題について、男性の理解を促すとともに、男女ともにそれぞれの健康問題について正しく理解し、心と身体の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康づくりへの支援を行うことが重要です。

取り組みの方向

22 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援

男女が互いの身体について正しく理解するとともに、女性は妊娠や出産により、その心身の状況が年代に応じて大きく変化します。ライフステージごとの課題に応じた支援に取り組みます。

【取組の方針】

性差に配慮した医療	○性別に配慮した医療に関する住民及び医療関係者のニーズを把握し、関係団体と協議しながら医療に対する理解を深めていきます。
医療従事者への普及・啓発	○性別に配慮した医療提供体制を整備促進するため、関係団体と協力しながら医師や看護師等、医療従事者に普及啓発を行います。
健康教育・相談等の充実	○「阿波市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、男女が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるための健康教育・相談等を実施します。
生活習慣病等の予防	○メタボリックシンドロームなど生活習慣病の予防、健康的な食習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進します。
検診の実施	○各種がん検診などを実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、適切な健康管理に役立てます。
健康相談の実施	○健康相談を実施し、心身に関するあらゆる相談に対応します。
運動習慣の習得促進	○健康づくりのための運動習慣の習得などを促進します。
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援	○妊娠期から出産・子育て期にわたる相談に応じ、妊産婦及び乳幼児等の健康の保持・増進を図ります。

23 いのちの大切さを育む意識の啓発

感染症の蔓延などにより、生活様式や就労環境が大きく変化したことから、ストレスを抱え、心に変調をきたす人たちが増加していること等も踏まえ、心の健康に関する取り組みを進めます。また、うつ病対策としての出産前後の心の相談やうつ病患者の家族支援のほか、自殺予防対策の取り組みを進めます。

【取組の方針】

安全・安心な出産と乳幼児の健康保持	○安全に安心して出産できるよう、いのちの尊重と保護、乳幼児の健康保持に取り組みます。
妊娠・出産後も働きやすい職場づくり	○女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いがおこらないよう啓発を行います。
こころの健康づくりの支援	○睡眠やこころの健康に関する正しい情報を提供するとともに、こころの健康づくりに関する教室やイベントを開催します。
思春期相談窓口の周知	○思春期における性に関する悩み、こころやからだの悩みについて、安心して相談できる相談窓口の周知を図ります。
性感染症対策	○H I Vや性感染症について、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実等、総合的な対策を推進します。
薬物乱用防止教育の推進	○薬物乱用の危険性に関する正しい知識を普及する広報・啓発活動に努めます。児童・生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
喫煙・飲酒等健康被害の周知	○摂食障害、喫煙、飲酒及び薬物について、生殖機能や胎児に影響を及ぼすことから、学校や地域社会において健康被害に関する正しい情報の提供に努め、自らの健康管理を行うよう育成します。
小児救急医療体制の確保	○休日診療、土曜の夜間診療のニーズが増加しているため、救急医療体制の充実も含め、緊急時の迅速な診療体制の確保に努めます。
自殺対策の推進	○自殺を予防し、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを促進するための環境の整備に努めます。

主要課題8 困難を抱えた人々が安心して暮らせる社会づくり

現状と課題

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、またグローバル化の進行など、社会・経済情勢が急激に変化する中、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。これまで家族や地域のつながりで解決してきたことが、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い、ダブルケア、ヤングケアラー、ビジネスケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースや個人、世帯単位で複数の課題が重なるケースが増えています。

ひとり親家庭では、仕事・家事・育児等すべて一人で担うことが多く、経済・教育・健康面で負担が大きくなっていることがうかがえ、生活の安定に向け、自立支援が必要となっています。

高齢化が進んでいる本市では、高齢単身世帯が増えています。高齢者や障がいのある人が地域で孤立することなく、元気で自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるよう、支え合うことが必要となっています。

また、地域の中で、住民、ボランティア団体、行政等が協力して、互いに支え合いながら、地域福祉の仕組みや基盤づくりを進め、人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉活動の充実が求められています。

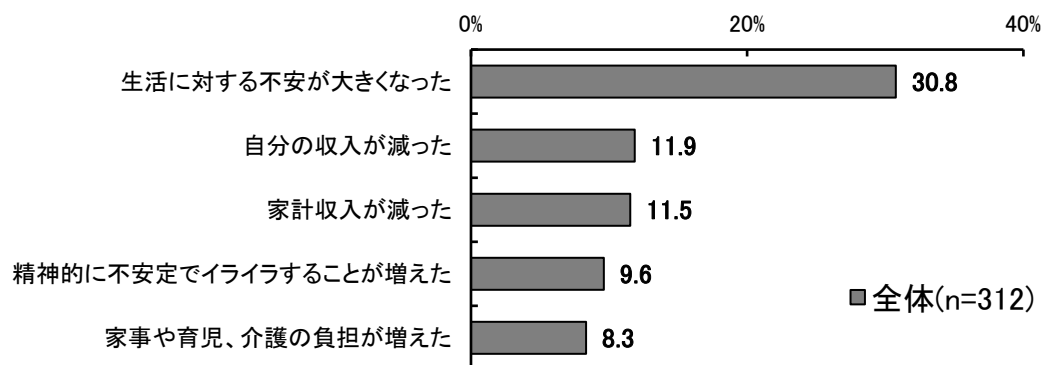
取り組みの方向

24 生活に困難を抱えた人が安心して暮らせる環境整備

生活上の困窮に直面する女性などをはじめ、高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭等の支援が必要な人・生活に困難を抱える人等が地域で暮らすことのできるよう、多様な支援や各種制度につなげる体制整備を進めます。

【図-33 新型コロナウイルス感染症拡大の影響】

・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、「生活に対する不安」や「自分の収入が減った」「家計収入が減った」等の経済面に影響を与えています。



出典：令和5年度阿波市男女共同参画に関するアンケート調査（一般用問38）

【取組の方針】

(1) 様々な困難を抱える人々への支援

ひとり親世帯に対する生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親世帯などの生活の安定と自立を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、ひとり親世帯への支援制度の情報提供や就労支援等を行います。 ○経済的な支援を通じ、生活の安定を図ります。
貧困の連鎖の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○貧困の状況下で育った子どもが大人になっても貧困の状況から抜け出せない、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮者自立支援制度により包括的な支援を行います。 ○生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、多機関と連携し支援を図ります。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者を支援するさまざまな制度の周知や情報提供を図るとともに、基幹相談支援センターの設置を検討することや自立支援協議会での協議を実施することで相談支援体制の充実を図ります。 ○高齢者の総合窓口である地域包括支援センターの機能強化を図ります。 ○困難な問題を抱える女性や障がい者、高齢者などの複雑・複合化する問題を抱える方を支援するさまざまな制度の周知や情報提供を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。 ○本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないヤングケアラー等の相談窓口である子育て支援課の機能強化を図ります。

(2) 共に支え合う福祉環境づくり

見守り体制の整備	○地域福祉計画に基づき、高齢者や障がい者、ひとり親家庭をはじめ、援助を必要としている人を地域で見守る体制をめざします。
ユニバーサルデザインの推進	○誰もが安心して外出し、安全に移動できるよう、公共施設や道路のバリアフリー化を進めるとともに、案内表示や市の発行物等においてユニバーサルデザインに配慮するなど、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。
子育て等に関する総合的な支援	○子育て支援事業にかかる取り組みを充実し、子育て・生活・就業に関する総合的な支援をします。
高齢者の健康増進	○高齢者の健やかな生活設計を目標に健康増進に努めるとともに、高齢者が安心して暮らせる介護体制を整備促進します。
高齢者の生きがいづくり支援	○高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、シルバー人材センターなどと連携し、高齢者の豊かな知識や能力を活用し、社会参加を促進します。
高齢者と子どもの交流促進	○生きがいづくりとして、高齢者施設への児童・生徒の訪問を行うなど、高齢者と子どもの交流促進を図ります。
認知症支援体制の確立	○地域の住民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。
高齢者の学習推進	○男女で築く明るく豊かな長寿社会の形成のために、高齢者の教室等を開催し、介護問題、男女の生きがいなどについての学習の場の提供に努めます。
障がい者自立・就労等支援	○障がい者を地域全体で支え、安心して暮らせる社会の実現をめざすため、障がい福祉計画に基づく生活支援や、日中活動の場の整備、就労支援等に取り組みます。
障がい者の社会参加促進	○障がい者の社会参加の、より一層の促進に向けて、ニーズに応じた多彩な事業の展開など総合的な活動促進体制の確立を図っていきます。
障害福祉サービス等の充実	○障がい福祉計画に基づき、サービスの種類、量を確保し、適切な障害福祉サービスの提供を行うとともに、地域生活支援事業や市の一般福祉サービスを提供するため人材の確保に努めます。

第5章 計画の推進

本計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるため、本市が推進する施策や取り組みを定めたものです。

計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民一人ひとりの自主的な取り組みとともに、企業・事業所や各種団体、関係機関等との連携の強化に努めるなど、効果的な取り組みを進めます。

1 庁内推進体制

男女共同参画の推進にあたっては、庁内から率先して充実させていく必要があります。そのためには、庁内関係課との連携や調整により、男女共同参画の視点に立った施策の、より一層の推進と活性化を図るとともに、施策についての認識を深めるための職員への意識啓発や情報提供を行います。

2 市民参加の促進

男女共同参画の取り組みについて、地域の各種団体やグループの活動と協力して進めることができるよう連携を深めるとともに、市民一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として捉えるよう啓発に努めます。

3 事業所等との連携

雇用に関する施策・取り組みや、方針決定過程の場への男女共同参画の推進、さらには育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境づくりは、市内の企業・事業所や商工自営業、農業関係者などとの連携や協力が欠かせません。

市内の企業・事業所、団体、各種機関などとの連携の強化を図るとともに、それぞれの団体が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取り組むことができるように広報・啓発活動を推進します。

また、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本市からも情報発信を行います。

4 施策・取り組み内容の点検・評価

本計画を着実に遂行するため、定期的に施策の取り組み状況や達成状況を点検・評価するなど、適切な進行管理を行います。

第6章 成果目標

【主要課題1】 お互いの人権の尊重と男女平等の確立	現状	5年後の 目標値
1. 社会全体での男女の地位の平等感 社会全体で「平等になっている」と回答した 人の割合	13.5% (令和5年度)	30%
2. 男女における人権意識に関する講座・セミ ナーの参加者数	793人/年 (令和5年度)	850人/年
3. セクシュアル・マイノリティに関する理解や 認識を深めるための啓発活動事業の実施回数	0回/年 (令和5年度)	2回/年 広報掲載
4. 阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度の認知度	9.9% (令和5年度)	30%

【主要課題2】 あらゆる暴力の根絶	現状	5年後の 目標値
5. DVの認知度 「DV」の用語を「よく知っている」人の割合	57.4% (令和5年度)	80%
6. DVに関する講座・セミナーの開催回数	0回 (令和5年度)	1回 セミナー等 2回/年 広報掲載

【主要課題3】 仕事と生活の調和の推進	現状	5年後の 目標値
7. 市職員の育児休業取得率	男性0.2% 女性100% (令和4年度)	男性100% 女性100%
8. 市職員の特別休暇取得率 [※]	男性100% (令和4年度)	男性100%
9. 市職員の年間年次有給休暇の取得日数	11日/年度 (令和4年度)	14日以上

※特別休暇取得率は出産についてのみ

【主要課題4】 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進	当初	5年後の 目標値
10. 審議会等における女性委員の選任割合	31.3% (令和4年度)	50%
11. 職員における女性管理職の登用率 (一般行政職)	26.8% (令和4年度)	35%

【主要課題5】 就業の分野における女性の活躍の実現	当初	5年後の 目標値
12. 職場での男女の地位の平等感 職場で「平等である」と回答した人の割合	31.4% (令和5年度)	50%
13. 家族経営協定締結農家数(女性経営者)	4戸 (令和5年度)	8戸

【主要課題6】 地域社会における男女共同参画の推進	当初	5年後の 目標値
14. 消防団員における女性の占める割合	3.1% (令和4年度)	4.0%
15. 自主防災組織における女性の占める割合	13.5% (令和5年度)	20.0%
16. 自治会長における女性の占める割合	8.9% (令和5年度)	15.0%

【主要課題7】 生涯を通じた心身の健康づくり	当初	5年後の 目標値
17. 運動教室の参加者数	118人 (令和4年度)	200人
18. 特定健康診査の受診延べ人数	2,259人 (令和4年度)	2,300人
19. 各種がん検診の受診者述べ人数	5,439人 (令和4年度)	6,000人
20. 特定保健指導率	80.6% (令和4年度)	85.0%

【主要課題8】 困難を抱えた人々が安心して暮らせる社会づくり	当初	5年後の 目標値
21. 地域包括支援センターの相談件数	2,190件 (令和4年度)	2,300件
22. 子ども家庭支援センターの設置	0箇所 (令和5年度)	1箇所
23. 子育て支援センターの相談件数	8,186件 (令和4年度)	9,000件

資料編

I 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日 法律第七十八号
最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第一百六十号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、

その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 徳島県男女共同参画推進条例

平成十四年三月二十九日

徳島県条例第十二号

前文

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現することは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これからの徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある二十一世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者並びに生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手及び当該関係にある相手であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

(平二五条例五五・一部改正)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画の推進のための教育等)

第十一条 県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十三条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民等との協働等)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するように努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村との協働等)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するように努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施策に関する申出の処理)

第十七条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第一項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。

(相談の申出の処理)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

第三章 徳島県男女共同参画会議

(設置)

第十九条 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重

要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十条 参画会議は、委員二十人以内で組織する。

2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第二十一条 参画会議に、会長一人及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員及び専門委員)

第二十二条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第二十三条 参画会議の会議は、会長が招集する。

2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十四条 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第二十五条 この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定された基本計画とみなす。

附則(平成二五年条例第五五号)

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

3 阿波市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和四年十月一日

(趣旨)

第1条 この告示は、市民一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく生きる社会を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) L G B T Q + 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓 パートナーシップにある2人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓することをいう。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）がおり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載するときは、当該パートナーが当該子に対して愛情をもって養育することを宣誓することを含むものとする。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある2人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 双方が本市に住所を有していること。

(3) 一方又は双方がL G B T Q +であること。

(4) 双方に配偶者がいないこと又は双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと。

(5) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者同士が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(6) 次条に規定する宣誓書に未成年の子の氏名を記載する場合は、当該子がパートナーシップにある者の一方の子であり、かつ、生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パート

ナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 住民票の写し

（2） 前条各号の要件を満たすことが分かる戸籍抄本。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書等及び当該書類に係る日本語の翻訳文の提出を求めるものとする。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者（次項ただし書きに規定する場合にあっては、代筆をする者を含む。）は、本人であることを明らかにするために、宣誓書を提出する際に、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

（1） 運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が表示されたもの

（2） 前号に掲げるものに準ずるものとして市長が認める書類

3 宣誓書は、市長が指名する者の面前において、宣誓しようとする者の双方（15歳以上の未成年の子について当該子の氏名を宣誓書に記載するときは、宣誓しようとする者及び当該子）がそろって自ら記入しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆によることができる。

（通称名の使用）

第5条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（戸籍に記載された氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの。以下同じ。）に代えて当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く使用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する者は、宣誓書を提出する際に、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を提示しなければならない。

（受領証等の交付）

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「カード」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

2 前条第1項の規定により通称名を使用しているときは、当該通称名及び戸籍に記載された氏名を受領証及びカード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 市長は、受領証等の交付を受けた者から、当該受領証等の紛失、毀損等を理由にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）の提出があった場合には、受領証等を再交付するものとする。

(宣誓書記載事項の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届出書（様式第5号。以下「記載事項変更届」という。）に当該変更内容が分かる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 宣誓書から当該子の氏名を削除するとき。
- (2) 宣誓者の氏名の変更があったとき。
- (3) 宣誓者が市内で転居したとき。
- (4) 宣誓書に記載した子が成年に達したとき。

2 市長は、前項の理由による記載事項変更届の提出を受けた場合は、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）に交付を受けた受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 当事者の一方又は双方が本市外に転出したとき。
- (4) 要綱（第3条各号）に該当しなくなったとき。

(子の氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、受領証等から当該子の氏名を削除するよう申立てをすることができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、当該子の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があった場合
- (2) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合

2 前項の規定により無効となった宣誓に係る宣誓者は、受領証等を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

令和6年3月

編集・発行：阿波市 市民部 人権課

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

TEL：0883-36-8716

FAX：0883-36-8761

